

土地改良区の理事に必要な主な項目

土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）の理事は、土地改良区的意思決定機関を構成し、土地改良区の業務の適正な執行を行う役割を担っています。そのため、業務遂行には幅広い内容が関係します。

理事となられた皆さま（予定の方も含む。）に意思決定の基としていただけるよう、土地改良事業の法的根拠など基礎的な事項に関する研修を行うこととしました。手元に置いて活用していただくために資料はやや詳しい内容になっています。

本研修が理事就任後における自らが抱える任務のフォローアップの一助となり、土地改良区の体制強化にもつながる女性の理事登用の取組が、今後に向けてしっかりと定着するよう願っております。

まずは、理事の業務に関係する項目の全体像を以下のとおり、お示しします。

■ 主な項目

・ 農業農村整備事業

農業農村整備事業の概要に関すること。

・ 土地改良法と土地改良事業

土地改良法の目的、基本原則、事業の参加資格などに関すること。

・ 土地改良区

土地改良区、業務と運営、総（代）会、役員（理事、監事の役割）、

土地改良事業団体連合会等に関すること。

・ 土地改良団体における男女共同参画

男女共同参画の意義、現状、先進事例に関すること。

・ ときどきの重要事項やトピックス

法改正と食料・農業・農村基本計画、土地改良長期計画、新たな制度や事業、農業水利施設の保全管理、水土里ビジョン、多面的機能支払交付金（活動組織）、中山間地域、スマート農業、田んぼダムなど

土地改良概論

1 農業農村整備事業

※農業農村整備事業は土地改良事業
(土地改良法に基づく事業)を含む広い概念です

農業農村整備事業の概要

○ 農業農村整備事業は農地整備、農業水利、農地防災、農村整備で構成

	事業内容（規模により国営、県営、市町村・土地改良区営）	課題と対応
1 農地整備事業	○ 農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備   	○ 狭小・不整形の農地は作業効率が悪く、担い手農家も敬遠 ⇒ 農地の大区画化や汎用化・畑地化、スマート農業の実装等を推進
2 農業水利事業	○ 農業水利施設（ダム、堰、水路、機場等）の整備   	○ 基幹的水利施設※の約半数が標準耐用年数を超過 ⇒ 点検・補修等による戦略的な保全管理の推進、施設の更新時の集約・再編 ※受益面積100ha以上の農業水利施設
3 農地防災事業	○ 農地の湛水防止、ため池の改修、地すべり対策等   	○ 集中豪雨の多発化 ○ 全国に約15万箇所あるため池の約7割が江戸時代以前に築造されたもの、又は築造年代が不明とされており、豪雨や地震に対して脆弱 ⇒ ため池等の防災・減災対策を推進
4 農村整備事業	○ 農業集落排水施設、農道、情報通信環境等の整備   	○ 農村インフラは老朽化が進行、自然災害に脆弱 ○ 再編・強靱化や管理の省力化が必要 ⇒ 農業集落排水施設、農道の再編・強靱化、情報通信環境の整備等を推進

2

農地整備事業

○ 農業生産性を向上させるため、水田の大区画化・汎用化や畑地の整備を行い、農地を担い手に集積・集約化

水田整備のイメージ



大区画化された水田



汎用田で作付けされた野菜

畑地整備のイメージ



スプリンクラーによる散水



多孔管方式による散水

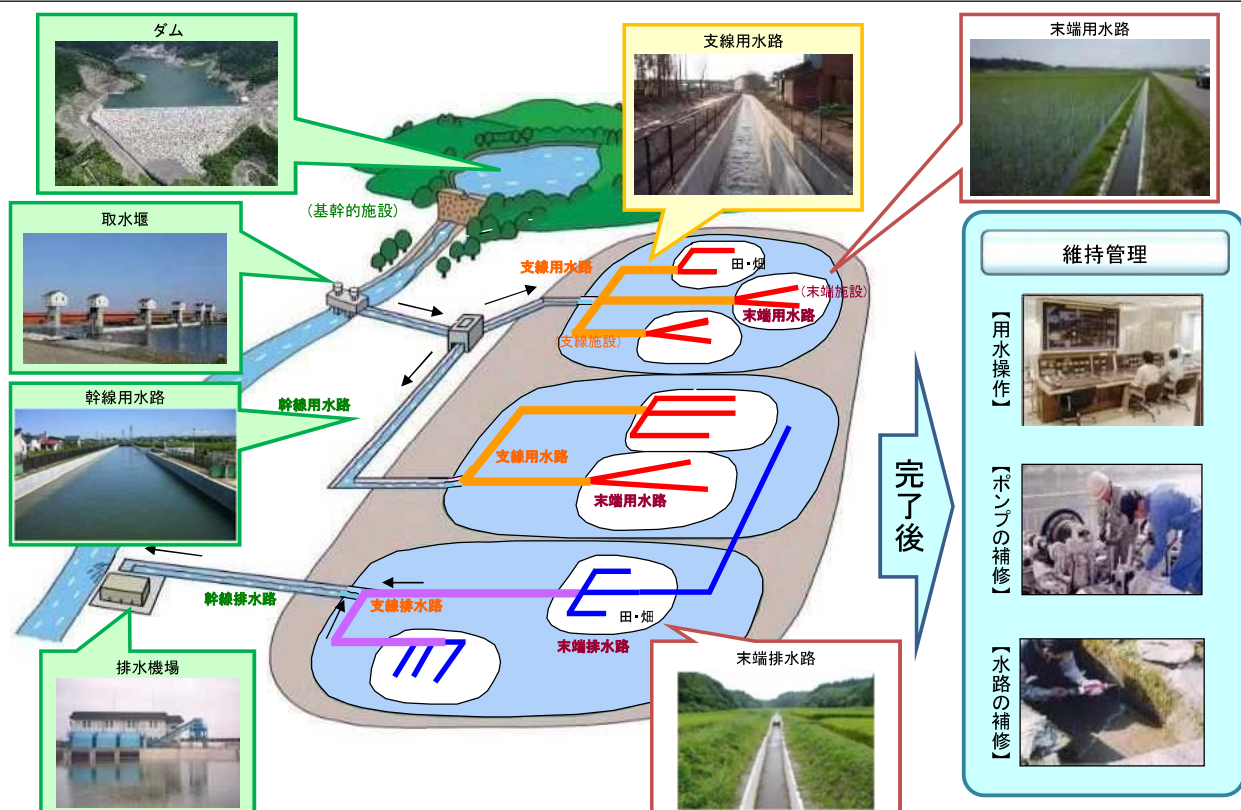


傾斜の緩和と区画整理

3

農業水利事業

- 農業用水の安定供給と農地の排水改良を図るため、ダム、取水堰、用排水路、用排水機場等を整備
- 施設の規模等に応じて、国、県、市町村、土地改良区（農家団体）が分担して整備・管理



4

農地防災事業

- 農地・農業水利施設等の災害を未然に防止するため、ため池の防災・減災対策、農村地域の湛水防止対策等を実施

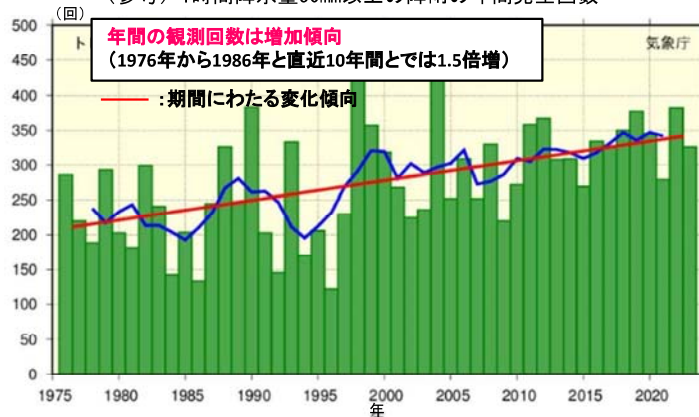
ため池の整備

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

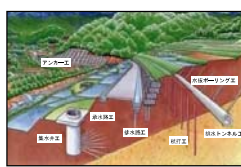


- 豪雨災害が頻発化・激甚化し、大規模地震のリスクが高まっているため、ため池の改修や農村地域の湛水防止対策等を加速して推進

(参考) 1時間降水量50mm以上の降雨の年間発生回数



地すべりの防止



農村地域の湛水防止

流域開発等によって、雨水の流出状況に変化が生じ、湛水被害が頻発している地域において、排水施設を整備することにより、農用地の被害を防止するとともに、宅地等の浸水も防止。



5

土地改良法・土地改良事業・土地改良区

土地改良事業

1 農業水利事業

農業水利施設（ダム、堰、水路、機場等）の整備



2 農地整備事業

農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設の整備



3 農地防災事業

農地の湛水防止、ため池の改修、農地保全対策



4 農村整備事業

農業集落排水施設、情報通信環境等の整備



土地改良法（昭和24年制定）に基づき実施

- 土地改良事業を適切に実施するために必要なことを定める
- 農業者の申請（発意）と同意に基づく事業実施、農業者の費用負担の原則
- 主な内容
 - ・土地改良長期計画（第4条の2～第4条の4）
 - ・土地改良区を行う事業（第5条～第84条）
 - ・国・都道府県を行う事業（第85条～第94条の10）
 - ・土地改良事業団体連合会（第111条の2～第111条の28）

最近の主な改正

- ・平成29年：農地中間管理権設定地の県営事業、施設の耐震化事業、突発事故被害復旧事業の創設（いずれも非申請、農家負担なし）等
- ・平成30年：准組合員・施設管理准組合員の創設、理事・監事要件の見直し、貸借対照表の作成・公表の義務付け、総代選挙の選挙管理委員会管理の廃止等
- ・令和7年：目的改正、水土里ビジョンの策定、基幹施設の非申請更新等

土地改良区が管理

- 農業者の3分の2の同意と知事認可で設立。農業者の当然加入、費用の強制徴収が特徴の公共法人。（4,043地区、施設管理が中心（94%））
- 運営管理
 - ・事業：土地改良事業及び附帯事業
 - ・役員：理事（耕作者が3/5以上）、監事（員外監事の設置義務）（H30）
 - ・総代会：組合員100人超。土地改良区による選挙管理（H30）
 - ・賦課金：受益を勘案して賦課、強制徴収
 - ・貸借対照表の作成（B/S）・公表義務（H30）
 - ・行政の関与：設立認可、定款・事業計画認可、立入検査・報告徴収

土地改良事業団体連合会が支援・指導、協力

- 土地改良団体（土地改良区、市町村等）を会員とする公益法人
- 会員の行う土地改良事業に関する支援・指導、国県営土地改良事業に対する協力等。（会員数 5,605団体（うち3,788土地改良区、1,653市町村、164農協等））

※左：例外として事業には土地改良法に基づかない事業（いわゆる予算事業）もある。 右：地区数等は令和6年度末現在。

土地改良法の概要

- 土地改良法は、土地改良事業（農地や農業水利施設の整備等）の原則や手続等を定めた法律（昭和24年法律第195号）
- 土地改良事業は、農家からの申請と受益農家の3分の2以上の同意に基づいて国、県等が実施

土地改良法の原則

（1）申請・同意主義

土地改良事業は、原則として、受益農業者の申請、同意を基本要件として実施

（社会資本の形成を行うものであるが、農業者の私的財産である農用地の利用関係等に影響を及ぼし、農業者の負担もあるため）

（2）3分の2強制

土地改良事業は、受益農業者の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施し、費用負担させることが可能

（土地・水系のつながりにより一定の地域内の土地を事業受益地に取り込む必要があるため）

（3）地域の意向を踏まえた事業計画の策定

国・県営事業の計画概要について、市町村長と協議するとともに、地域住民を含め広く意見を聴取

（4）事業計画の見直し

計画を見直す必要が生じた場合にも、当初計画の決定と同様の手続を経て計画を変更

土地改良法に基づく手続フロー

（国・県営事業の場合）

地域の農業者(申請人)が計画概要等を策定



受益農業者の同意取得（3分の2以上）



申請人から国又は県へ事業実施の申請



国又は県が事業主体となり事業計画を策定



事業計画の公告・縦覧



計画確定



事業実施

土地改良事業の参加資格

■土地改良事業の参加資格

土地改良事業によって土地の農業上の利用を増進し、農業経営の改善・合理化を図るために行われるものであるから、既に耕作されている農用地は耕作者が事業に参加することを基本としている。

使用収益の権利が設定された農用地にあつては、農業委員会の承認により所有者の事業参加が可能となる。

非農用地を一定地域に含めて農用地に変える場合には、所有者の利害が最も深いと考えられ、所有者が事業に参加する。

■3条資格の内容

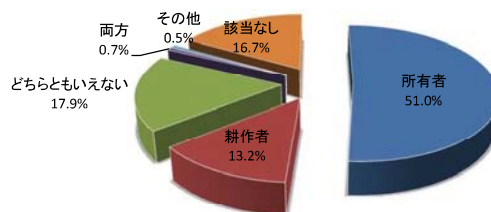
土地改良事業に参加する資格について土地改良法第3条に定められており、その資格者を「3条資格者」という。

- ① 土地改良事業の開始・変更等の賛否を表示する
- ② 土地改良区の組合員となる
- ③ 国営・都道府県営事業の申請人となり、事業にかかる費用の一部を負担する
- ④ 自ら1人で又は他の資格者と共同して事業の施行者となる

《3条資格者》

用地区分		3条資格者
農用地	①所有権に基づき耕作等に供されるもの(自作農用地)	○所有者 = 使用収益権者
	②所有権以外の権原に基づき耕作等に供されるもの(小作農用地)	○使用収益権者 所有者から事業参加の申出があり農業委員会が承認した場合は所有者
農用地以外の土地	③所有権に基づき使用収益されるもの	○所有者
	④所有権以外の権原に基づき使用収益されるもの	○所有者 使用収益権者が所有者の同意を得て農業委員会へ申し出た場合は使用収益権者

使用収益権設定がされている農地の費用負担者(経常賦課金)



土地改良企画課調べ(令和3年度)

10

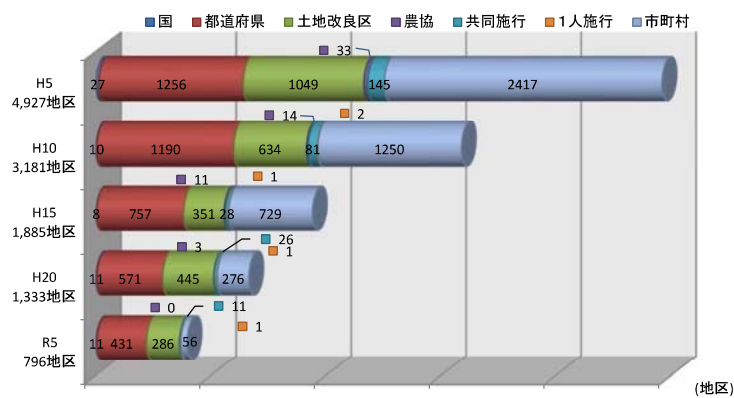
土地改良事業の事業主体

■土地改良事業の事業主体

土地改良事業は、その規模、技術的難易度等を勘案して、次のような事業主体によって行われる。

- ① 国 営 : 国
- ② 都道府県営 : 都道府県
- ③ 団 体 営 : 土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業協同組合、農地中間管理機構、法第3条に規定する資格を有する者 など

土地改良事業着手状況



土地改良区設立状況等調査及び設計課調べ(国営分)

《主な事業の国庫補助率と適用面積》

事業名	事業主体	国庫補助率	適用基準(下限面積)	
			受益面積	末端支配面積
かんがい排水事業	国	70%※	5,000ha(水田) 2,000ha(畑)	—
		2/3	3,000ha(水田) 1,000ha(畑)	500ha(水田) 100ha(畑)
	県	50%	200ha(水田) 100ha(畑)	100ha(水田) 20ha(畑)
農業競争力強化農地整備事業(区画整理事業)	県	50%	20ha	—
中山間地域総合整備事業	県団体	55%	①集落型 一般型 生産基盤整備 県 60ha 団 20ha ②広域連携型 生産基盤整備 60ha	

※ダム、頭首工、排水施設等大規模な施設の新設、改修に限る

11

土地改良事業の費用負担

■負担の考え方

土地改良事業は、農業の生産基盤の整備だけでなく、地域経済の振興や生活環境の整備などの効果があり、事業の実施主体や種類に応じて、国、都道府県、市町村及び受益農業者が応分の負担をして実施している。

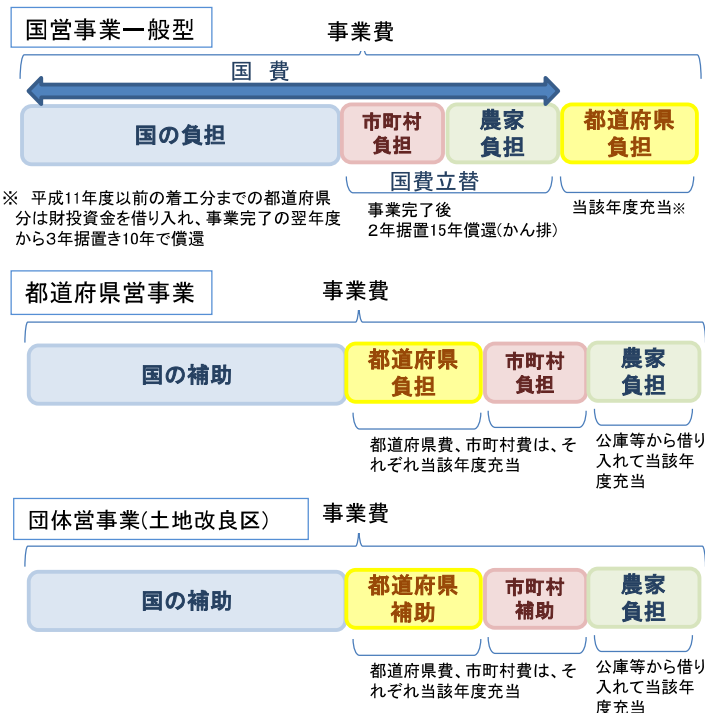
■地方財政措置とガイドライン

土地改良事業の標準的な地方公共団体の負担の水準をガイドラインとして定め、このガイドラインを限度として、負担額に対する所要の地方財政措置が講じられている。

《農業農村整備事業(国営、都道府県営)における主なガイドライン等》

事業名	負担割合(単位: %)			
	国	ガイドライン		農家
		都道府県	市町村	
国営かんがい排水事業	2/3	17.0	6.0	10.4
国営農地再編整備事業 (中山間地域型)	2/3	24.4	5.0	4.0
国営総合農地防災事業	2/3	30	3.4	—
水利施設等保全高度化事業	50	25	10	15
農業基盤整備促進事業	50	27.5	10	12.5
農村地域防災減災事業 (湛水防除事業)	50	37	13	—

《費用負担の方式》



12

3 土地改良区

《3-1 土地改良区とは》

13

3-1 (1) 土地改良区の性格

- 土地改良区は、土地改良法に基づき土地改良事業を適切に実施することを目的に設立された法人。
- その**公共性から土地改良法に規定された事業のみ実施可能**であり、農業水利施設の造成や管理、農地整備といった土地改良事業を行う**公共法人（非課税法人）**の位置付け。

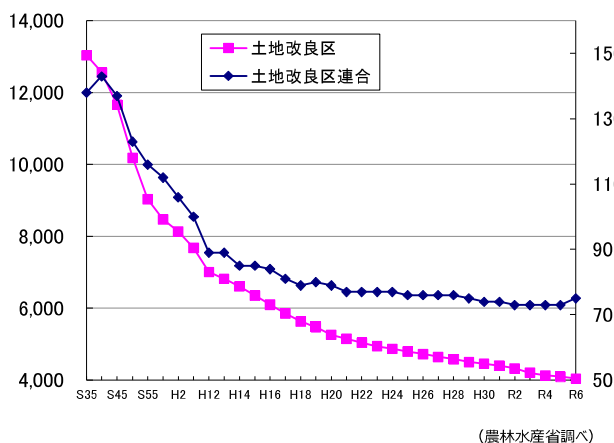


14

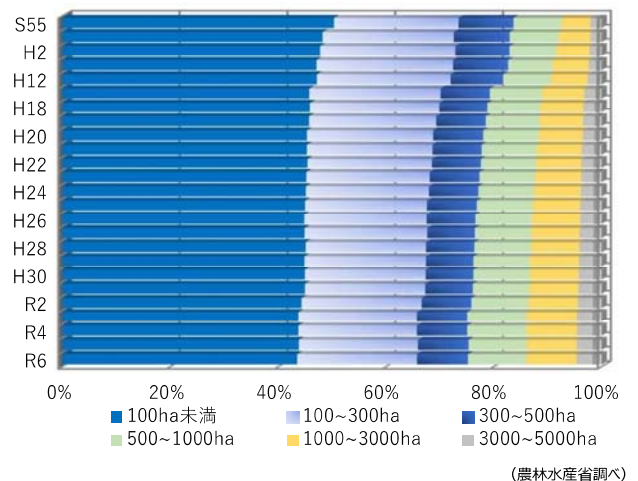
3-1 (2) 土地改良区数の推移

- 土地改良区数は、昭和36年度の13,163地区をピークに減少し、令和6年度末現在で**4,043地区**。
- 令和6年度末現在で、**100ha未満の土地改良区が44%**あり、依然として**小規模な土地改良区が多数存立**。

＜土地改良区・土地改良区連合数の推移＞

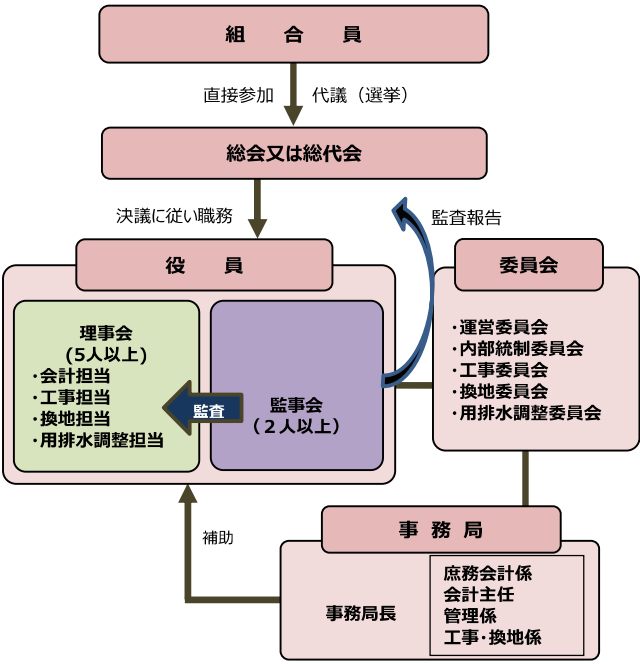


＜面積規模別土地改良区数の変化＞



15

3-1 (3) 土地改良区の組織



■総会 (又は総代会)

- 総会は総組合員で構成する最高議決機関。組合員が100人を超える場合には総代会を設置することが可能。
- 総代の定数は、30人以上とし、定款で定める。

■役員

土地改良区の理事及び監事の執行機関は、総会(又は総代会)の意思決定に従って職務を遂行する。

■委員会

- 土地改良区の運営を適切に行うため、規約により理事会の補助機関として、地区の実情に合わせて委員会を置くことができる。
- 各委員会毎に担当理事を決める。

■職員

- 土地改良区の事務を円滑に処理するため、理事会の補助機関として係を定め職員を置くことができる。
- 各係毎に担当理事を定めて係の業務を監督する。

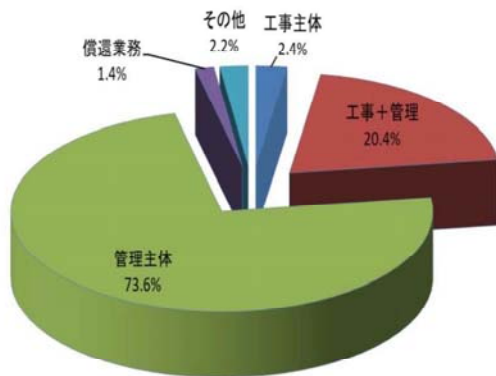
3 土地改良区

《3-2 土地改良区の業務と運営》

3-2 (1) 土地改良区の業務 ①

■土地改良区の業務全般

- ◆土地改良区の業務は、法令(土地改良法等)、定款、規約、土地改良事業計画及び諸規程を遵守し、適正な手続により執行することが必要。
- ◆土地改良区のほとんどは農業水利施設の維持管理業務を実施。次いで建設事業、負担金償還等の順序で業務を実施。
- ◆工事と併せて維持管理事業を行っている土地改良区を加えると、94%の土地改良区が維持管理事業を実施。



農林水産省調べ

■定款

- 組織や業務運営、事業実施などに関する基本的な事項(重要な部分)を記載した内部規則。
- 変更には総代会の特別議決と知事の認可が必要。

■規約

- 土地改良区の管理・運営を適正に進めるため、定款に従属して定めた内部規則。
- 変更には総代会の議決が必要。

■土地改良事業計画(維持管理事業計画)

- 土地改良事業(維持管理事業)の目的、施行区域、工事又は管理に関する事項等を定めた計画書。
- 変更には総代会の特別議決と知事の認可が必要。

■その他諸規程

- 法律に基づく規程
管理規程(法第57条の2)、利水調整規程(法第57条の3の2)
- その他の規程、規則
会計細則、処務規程、委員会規程、監査細則等

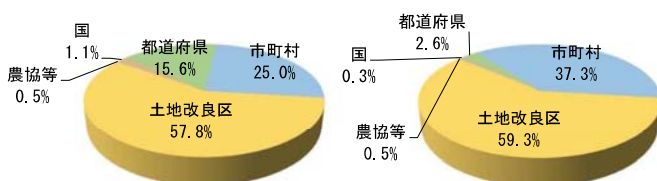
18

3-2 (1) 土地改良区の業務 ②

■土地改良事業

- ◆土地改良区が行う土地改良事業を行うには、定款に定め、総代会の議決を経て都道府県知事の認可を要する(土地改良事業計画の作成や変更手続も同様)。
- ◆農業用排水施設の新設・変更、農地の整備等工事を伴う事業や、土地改良事業によって造成された施設の維持管理を行うが、土地改良区の事業態様としては、74%が維持管理主体で、基幹的な土地改良施設の約60%を管理している。

○国営造成施設の管理主体



ダム・頭首工等

農業用排水路

(農林水産省調べ)

○土地改良法

(土地改良事業計画の変更等)

第48条 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

○土地改良法施行規則

(土地改良事業計画の変更等の手続)

第36条 法第48条1項の規定により総会の議決を経て定める必要な事項は、左に掲げるものとする。

- 一 土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては、変更された土地改良事業計画
- 二 土地改良事業を廃止しようとする場合にあつては、その事業の処理に関する事項
- 三 新たに土地改良事業を行おうとする場合にあつては、土地改良事業計画

○土地改良区定款例

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 何川から引水するかんがい施設及び何川への排水施設の維持管理
- 二 何川幹線水路の改修及び何川支線水路の新設
- 三 何地区の区画整理

2 (略)

3 この土地改良区は、第1項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

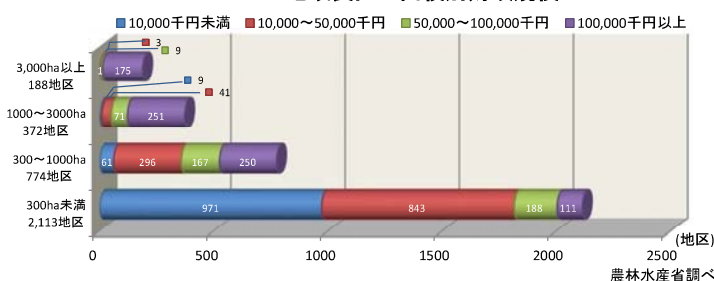
- 一 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業
- 二 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

19

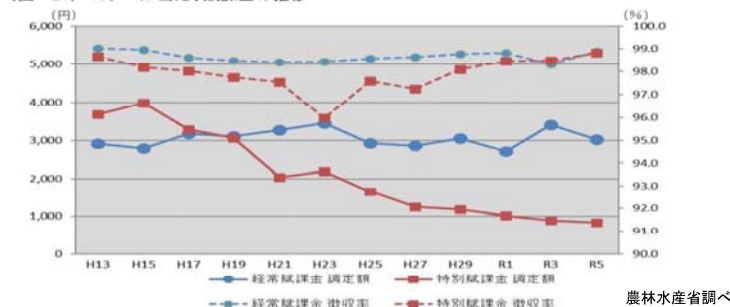
3-2 (1) 土地改良区の業務 ③ 財政

- 土地改良区の財政規模は、1,000万円未満、1,000万円～5,000万円が多数(合わせて65%)。
- 収入のうち恒常的経費に充当する経常賦課金が占める割合は17%。これに対し、支出のうち恒常的経費は24%。
- 賦課金の徴収率については、組合員の理解のもと、高い徴収率(令和5年度で99.2%)を維持。

土地改良区の面積別財政規模

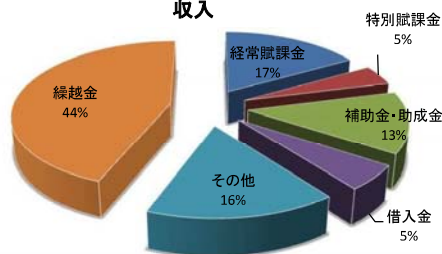


〈図-21〉 10アール当たり賦課金の推移

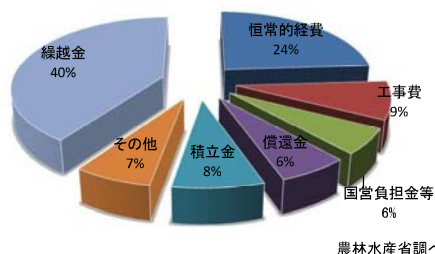


農林水産省調べ

収入



支出



農林水産省調べ

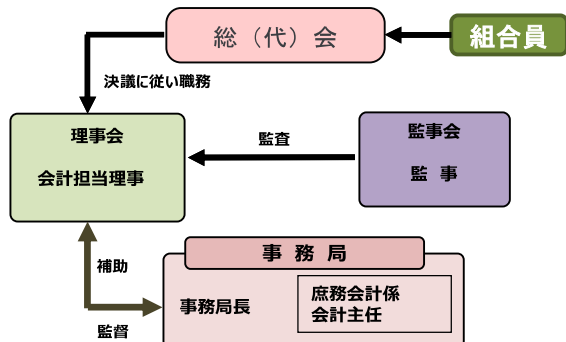
20

3-2 (1) 土地改良区の業務 ④

■会計経理事務

- ◆毎年度の総(代)会で議決された収支予算、賦課金の賦課徴収の方法、借入に関する事項等、会計経理の基本事項に基づき事務を行う。
- ◆具体的な経理事務は、理事会の決定に従って理事長が命じた会計主任その他の職員が行う。
- ◆職員が行う経理事務を監督するのは会計担当理事であり、土地改良区の経理の内容を監査するのは監事の職務となる。

<会計経理の組織フロー>



○土地改良法

(理事の職務)

第19条 理事は、定款の定めるところにより、土地改良区を代表する。但し、総会の決議に従わなければならない。

2 土地改良区の事務は、理事の過半数で決する。但し、定款に別段の定がある場合には、この限りでない。

(総会の議決事項)

第30条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一～二 略

三 起債又は借入金の借入れ並びにそれらの方法、利率及び償還の方法

四 経費の収支予算

五 予算をもつて定めたものを除くほか、土地改良区の負担となるべき契約

六 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法

七 決算関係書類の承認

八～九 略

○土地改良区規約例

(会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者)

第29条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者を置く。

2 会計主任及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。

3 略

4 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

21

3-2 (2) 総(代)会

■総会

- 土地改良区的意思決定を行う機関
- 通常総会は年1回以上開催（法第25条）
- 議決方法
 - ① 特別議決（法第33条）
総組合員の2/3以上の出席、その議決権の2/3以上で議決
 - ・ 定款変更
 - ・ 土地改良事業計画の変更
 - ・ 施設更新事業及び関連施行事業の申請
 - ・ 国又は都道府県の発意で行う施設更新事業の同意
 - ・ 水土里ビジョンの認可申請
 - ・ 土地改良事業の廃止
 - ② 普通議決
総組合員の1/2以上の出席、その議決権の1/2以上で議決
＜議決事項＞（法第30条）
規約、管理規程、利水調整規程の設定、変更、廃止
経費の収支予算、賦課徴収の方法、決算関係書類の承認等

■総代会（法第23条）

- 組合員100人を超える場合、総会に代わる機関として定款に規定
- 総代の定数 30名以上
- 議決方法等は総会の規定を準用

○土地改良法

- （総代会）
- 第23条** 組合員数が百人を超える土地改良区は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
- 2 総代の定数は、三十人以上とし、定款で定める。
- （総会の招集）
- 第25条** 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
- （総会の議決事項）
- 第30条** 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- 一 定款の変更
 - 二 規約、第57条の2第1項の管理規程又は第57条の3の2第1項の利水調整規程の設定、変更又は廃止
 - 三 起債又は借入金の借入れ並びにそれらの方法、利率及び償還の方法
 - 四 経費の収支予算
 - 五～九 略
- （重要事項の議決方法）
- 第33条** 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
- 一 定款の変更
 - 二 土地改良事業計画の設定若しくは変更、第85条の3第1項若しくは第6項の規定による申請、第87条の2第4項（第88条第6項において準用する場合を含む。）の規定による同意又は土地改良事業の廃止
 - 三 第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画の同項の認可（略）の申請
 - 四 解散又は合併
 - 五 第83条の2第3項の規定による権利義務の承継

22

3-2 (3) 土地改良区の役員

■役員

土地改良区の役員

	理事	監事
定数	5人以上 うち3/5以上は原則として耕作者たる組合員	2人以上 うち1人以上は原則として員外監事（組合員、准組合員等以外の者）
任期	4年（定款で4年より短い任期を定めることが可能）	
職務	土地改良区を代表（契約等の法律行為） 総会の招集 土地改良区の事務の執行	理事が行う業務、財政状況の監査 理事がいない場合の総会の招集

※ 員外監事の要件の例外

土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導を受ける場合等（法第18条第7項）

具体的には…

○施行規則第21条の4

- 一 公認会計士又は監査法人の監査又は指導を受ける場合
- 二 税理士又は税理士法人の指導を受ける場合
- 三 農林水産大臣が定める基準に従って地方連合会から会計に関する指導を受ける場合←**会計指導員による指導**
- 四 当該土地改良区の会計に関する事務を土地改良区連合が行う場合

■兼職禁止（法第20条）

- 理事と監事は兼ねることができない（機関分化の趣旨に反するため）
- 役員と職員は兼ねることができない（役員が土地改良区との雇用関係にあることを禁止）。

○土地改良法

- （役員を選任等）
- 第18条** 土地改良区に、役員として、理事及び監事を置く。
- 2 理事の定数は、5人以上とし、監事の定数は、2人以上とする。
- 3～4 略
- 5 土地改良区の理事（設立当時の理事を除く。）の定数の少なくとも五分の三は、次に掲げる要件の全て（略）に該当する者（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。
- 一 当該土地改良区の組合員であること。
 - 二 耕作又は養畜の業務を営む者であること。
- 6 土地改良区は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。
- 7 土地改良区の監事（設立当時の監事を除く。）のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 当該土地改良区の組合員等又は当該土地改良区の組合員等たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人以外の者であること。
 - 二 その就任の前五年間当該土地改良区の理事又は職員でなかったこと。
 - 三 当該土地改良区の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。
- 8～9 略

23

3-2 (4) 理事の職務 ①

■土地改良区の代表

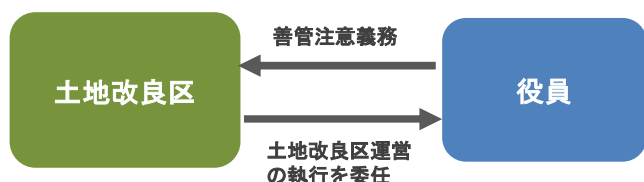
- 理事の代表権は土地改良区の行為能力の範囲内の一切の事務
- 理事が土地改良区のために行う一切の行為は原則として土地改良区の行為となる
- 理事が複数人いる場合には理事それぞれが単独で代表する

理事の代表権の制限（法第19条の2）

定款の定めや総（代）会の決議による例外

〈例〉定款例第27条により**理事長**を互選する = **特に代表する理事**を定める

※土地改良区と役員との関係



○土地改良法

（理事の職務）

第19条 理事は、定款の定めるところにより、土地改良区を代表する。但し、総会の決議に従わなければならない。

2 略

（理事の代表権の制限）

第19条の2 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

○土地改良区定款例

（理事長）

第27条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第28条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

（役員失職）

第32条 理事又は監事とその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

3-2 (4) 理事の職務 ②

■土地改良区の事務の執行

- 毎年度1回の通常総（代）会の招集（法第25条）
- 関係書簿の備付け及び閲覧（法第29条第1項、第4項）
- 法、定款及び規約等による事務の執行（法第19条第2項）

土地改良区は理事の過半数により決する。

理事会の議事は理事総数の過半数により決する（定款例第25条）。

理事の担当と係・委員会（定款例第49条）

規約の定めにより理事会の補助機関として**係と委員会**を置き、**担当理事**を定める。

〈例〉この土地改良区に次の係及び委員会を置く。

- 一 庶務係
- 二 会計係
- 三 内部統制委員会
- 四 換地委員会
- 五 用排水調整委員会
- ・ ・ ・

○土地改良法

（理事の職務）

第19条 略

2 土地改良区は、理事の過半数で決する。但し、定款に別段の定めがある場合には、この限りでない。

（総会の招集）

第25条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 略

（関係書簿の備付け）

第29条 理事は、定款、規約、第57条の2第1項の管理規程、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿及び議事録を主たる事務所に備え、かつ、これらを保存しなければならない。ただし、土地原簿については、その一部を主たる事務所以外の場所に備えて置くことができる。

2・3 略

4 組合員その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第1項に掲げる書簿の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当の事由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

○土地改良区定款例

（係及び委員会）

第49条 この土地改良区は、事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区は、事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

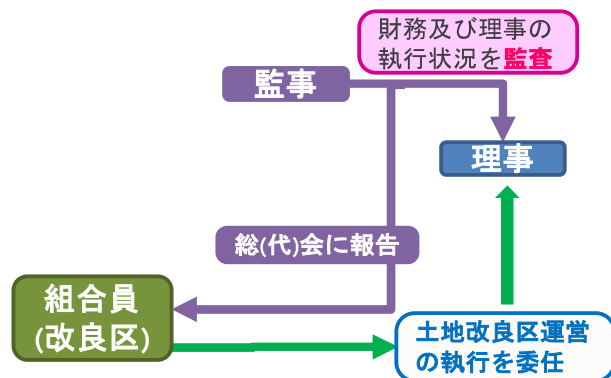
3-2 (5) 監事の職務

■土地改良区の財産及び理事の業務執行状況の監査（法第19条の4）

- 監査計画、監査細則により少なくとも年2回監査を行い総（代）会及び理事会に報告し意見を述べる
- 監査の結果、著しく不当な事項がある場合には総（代）会又は都県知事に報告

■土地改良区と理事との契約又は争訟の場合には土地改良区を代表（法第21条）

■理事がいないときは総（代）会を招集（法第27条）



○土地改良法

（監事の職務）

第19条の4 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 土地改良区の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（監事の組合代表権）

第21条 土地改良区と理事との契約又は争訟については、監事が土地改良区を代表する。

（監事による会議の招集）

第27条 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条の規定による請求があつた場合において理事が正当の事由がないのに総会招集の手続をしないときには、監事がこれを招集しなければならない。

○土地改良区定款例

（監事の職務）

第30条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

26

3-2 (6) 役員の職責

■土地改良区に対する義務、責任

- ◆役員が義務に違反して任務を怠り土地改良区に損害を及ぼしたときは土地改良区に対して**委任関係**に基づく**債務の不履行**による**損害賠償**の責任を負う。
- ◆任務を怠り、損害賠償の責任を負う役員が二人以上あるときは、これらの役員は、土地改良区に対して**連帯してその損害賠償の責任を負う**ことになる。

■第三者に対する責任

- ◆役員が職務上、故意又は過失により第三者の権利を侵害してその者に損害を加えたとき、土地改良区は、その第三者に対して不法行為に基づく損害賠償の責任を負うが、機関担当者たる役員個人も、その第三者に対して**不法行為に基づく損害賠償の責任を負う**。
- ◆役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対して**連帯してその損害賠償の責任を負う**。

○土地改良法

（役員の義務及び損害賠償責任）

第19条の5 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、第57条の2第1項の管理規程及び総会の決議を遵守し、土地改良区のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、土地改良区に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。
- 3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

（参考）

○民法（明治29年法律第89号）

（受任者の注意義務）

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

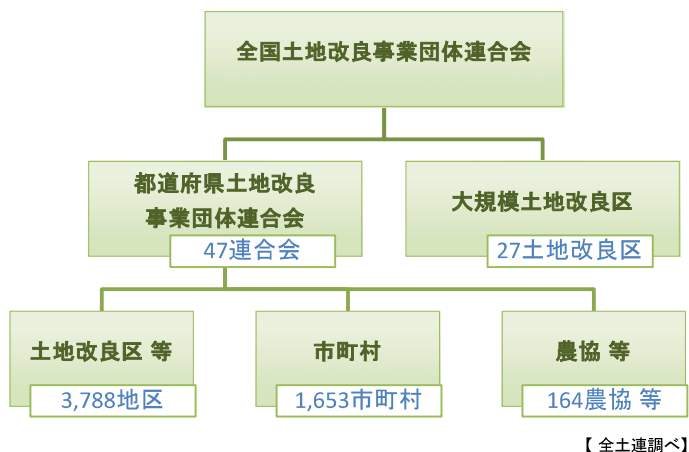
27

3-2 (7) 土地改良事業団体連合会の役割

■土地改良事業団体連合会の業務

土地改良事業団体連合会は、土地改良事業を行う者の協同組織で、土地改良事業の適切な実施や土地改良区等の効率的な運営をはじめ、会員の共同の利益の増進を図るための技術的援助、情報提供等を行う。

○連合会の体系



○土地改良法（第111条の9）

1. 会員の行う土地改良事業に関する技術的指導、その他の援助
2. 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事
3. 土地改良事業に関する教育及び情報提供
4. 土地改良事業に関する調査研究
5. 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力
6. 全国連合会にあっては会員たる地方連合会の事業の指導、会員が管理を適正に行うために必要な資金の交付
7. その他必要な事業

【土地連の会員】

都道府県の区域内において土地改良事業を行う者（改良区、農業協同組合、市町村 等）

【全土連の会員】

地方連合会
2以上の都府県の区域にわたる土地改良区
地区面積が3,000haを超える土地改良区

《土地改良事業団体連合会の職員》

3,099人（事務801人、技術2,298人）

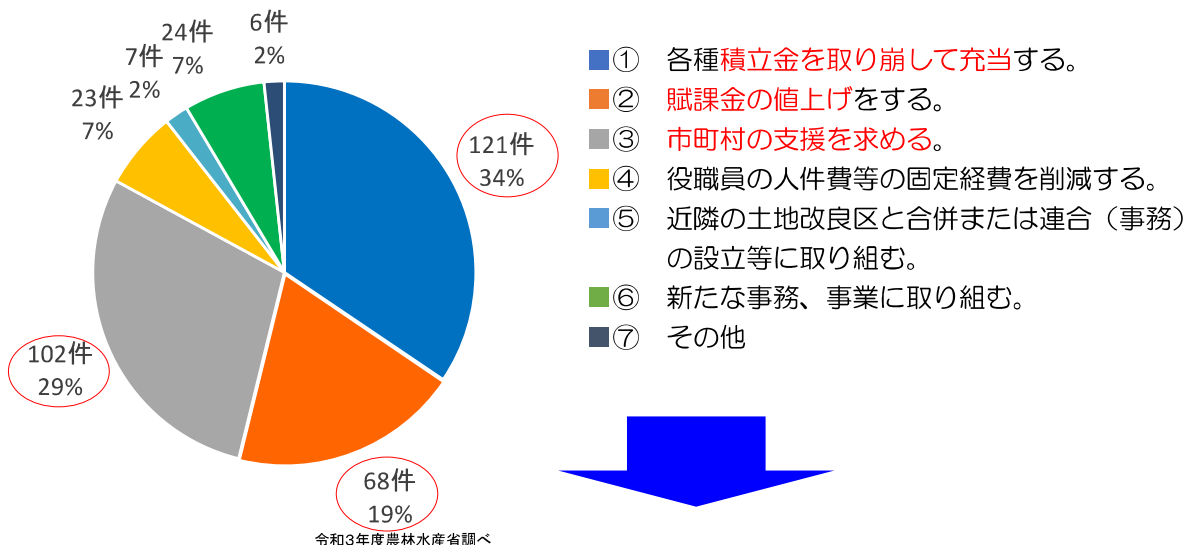
【全土連調べ】

3 土地改良区

《3-3 土地改良区の課題と対応》

今後の業務運営に対する意識調査

○令和3年度調査では、将来的に増加が見込まれる維持管理費、老朽化対策費への対応策として、**積立金の取り崩し、市町村の支援を求める、賦課金の値上げをする**と考えている土地改良区が8割以上存在。



組織運営体制の強化、BSを活用した財務状況の分析、施設の老朽化対策等の課題に取り組んでいく必要

30

<土地改良区に求められるものと課題>

土地改良区に求められるもの

【運営基盤強化の観点で重点的に対応が必要なもの】

- 組織体制の強化充実
- B/Sを活用した経営診断・分析
→組合員・担い手への速やかな情報提供
- 将来的に増加が見込まれる維持管理費、老朽化対策費への対応策
- 女性を役員・総代へ登用
- ガバナンスの確保

など

課 題

- 多くの土地改良区では組織体制の強化が必要
- 賦課金未納への対処が必要
- 増加する組合員不明農地への対応が必要
- 土地改良施設の適時的確な更新整備が必要
- ガバナンス強化への取組が必要

など

31

課題 1 組織体制の強化

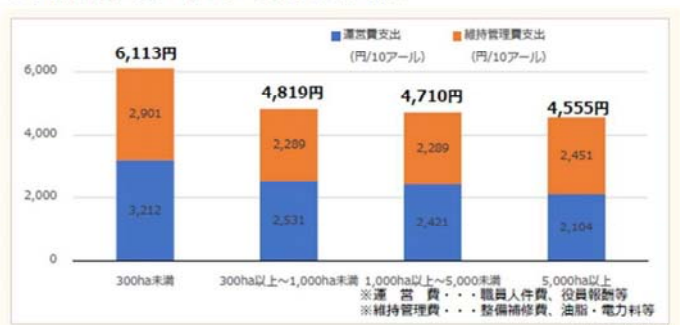
- 土地改良区については、農業水利施設の保安全管理などの求められる機能を十分に発揮することが使命であり、各土地改良区において、そのための円滑な運営体制を確保・維持していくことが重要。
- 特に小規模な土地改良区では、十分な職員が確保されておらず恒常的経費も割高な傾向があることから、合併等を通じた運営基盤の強化が有効。また、規模にかかわらず、経営収支の健全化により安定的な運営に向けた取組を進めていくことが重要。

○面積規模別、職員数別地区数(専任職員)

	単位：地区、人、()は%									
	なし	1人	2人	3～5人	6～10人	11～20人	21人以上	集計地区数	職員数	
100ha未満	1,337	335	68	17	1	0	0	1,758	535	
100～300未満	346	357	137	55	4	0	0	899	843	
300～500未満	99	86	113	79	5	0	1	383	635	
500～1,000未満	67	51	127	168	25	2	0	440	1116	
1,000～3,000未満	38	19	33	147	109	25	2	373	1832	
3,000～5,000未満	0	1	2	16	34	60	8	121	1419	
5,000～10,000未満	3	0	0	4	4	20	22	53	1020	
10,000ha以上	0	0	0	0	1	3	12	16	602	
計	1,890	849	480	486	183	110	45	4,043	8,002	
(割合)	(46.7)	(21.0)	(11.9)	(12.0)	(4.5)	(2.7)	(1.1)	(100.0)		

資料：土地 農林水産省調べ

○面積規模別の恒常的経費支出額



農林水産省調べ

特に小規模地区の組織体制強化が必要

課題 1 組織体制の強化
対応 経営改善

- 経営収支の健全化に向けて、B/S(バランスシート)を活用した財務状況の分析や、令和7年度から始まる地方連合会による経営診断の結果を参考に、効果的な経営改善に取り組むことが重要。

<参考 1> 財務分析について (特に重要な指標)

指標名	分析資料	算定式	説明
流動比率	貸借対照表	流動資産合計÷流動負債合計×100	土地改良区の短期的な返済能力を示す指標です。その数値が高ければ高いほど安全性が高く、一般的には200%が目安とされています。
土地改良施設減価償却率 (土地改良施設老朽化比率)	注記	減価償却累計額÷取得価額×100 ※減価償却累計額及び取得価額は、それぞれ所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の貸借対照表での表示額とする	耐用年数に対して土地改良施設の取得からどの程度使用しているかを示す指標です。数値が高いほど土地改良施設を取得してから時間が経ち資産価値が減少していることを示します。
賦課金納付率	事業報告書	＝賦課金徴収額÷賦課金調定額×100	当該年度の賦課金調定額に対する賦課金の徴収率で、納付率100パーセントが目標です。「賦課金調定額」「賦課金徴収額」は直近年次の額で算定し、過年度分は含めません。
不納欠損比率	正味財産増減計算書・貸借対照表	＝不納欠損÷未収賦課金等×100 ※未収賦課金等とは未収賦課金等及び長期未収賦課金等という	未収賦課金額に占める当期の不納欠損額を比率で把握する指標です。「未収賦課金等」は直近年次までの累計額を、「不納欠損」は直近年次の実績額を算定の対象とします。

課題 2 賦課金の未納

- 賦課金の徴収状況は98～99%で推移しているが、未納者が固定化し、一度未納が生じると回収が困難化する状況にあり、不能欠損処理の地区数や件数は増加傾向。
- 積み重なった未収金は土地改良区の財政運営に支障が生じるだけでなく、債権確保を怠ったとして、理事がその責任を問われかねないことにも留意が必要。

(1) 賦課金徴収状況

金額単位：万円

令和元年度	調定額	徴収額	徴収率	未収額
経常賦課金	7,987,411	7,869,245	98.5%	118,166
特別賦課金	2,064,198	2,032,565	98.5%	31,633
計	10,051,609	9,901,810	98.5%	149,799

※複式簿記会計地区
(令和4年度)

賦課金徴収率
99.2%

不納欠損率
2.2%

(農林水産省調べ)

(2) 不納欠損処理状況

	地区数	件数	金額(千円)
平成29年度	272	5,786	2,796,228
平成30年度	285	4,042	5,089,790
令和元年度	320	6,923	4,806,193

(農林水産省調べ)

課題 2 賦課金の未納

対応 1 未納解消に向けた取組

- 賦課金の円滑な徴収のためには、地域の特性や事情も考慮しつつ、未納解消に向けた徴収体制の確立や工夫が必要。

【事例 1】 役職員全員が分担し、未納者の在宅割合の高い土曜、日曜日に戸別訪問

役職員全員が1班3名で未納者の在宅割合の高い土日の各2日間ずつ、2回、未納者の戸別訪問を実施。現在の未納額の周知及び過怠金の減免を説明し、賦課金の納付をお願いした。

【事例 2】 弁護士に滞納処分の手続を依頼して未納金を徴収

理事が滞納処分の手続に不慣れなため、弁護士に対して成功報酬契約により徴収を依頼して、未納金を解消した。

【事例 3】 コンビニ納付の活用

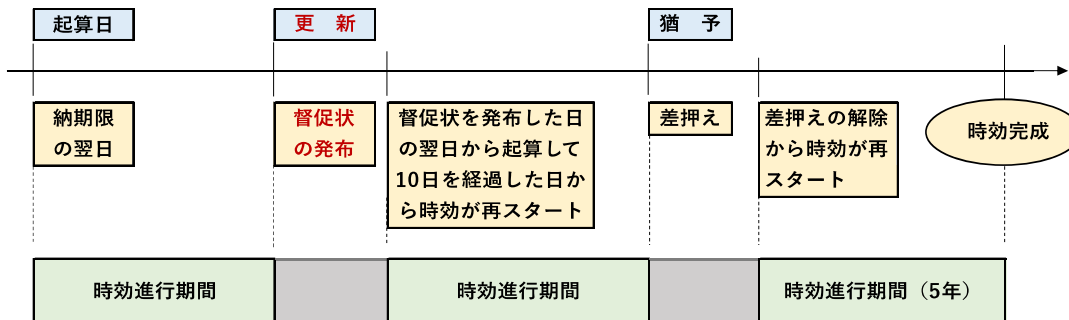
24時間利用可能、土日祝日の納付が可能な全コンビニ可の納付形態としたことで、利便性が向上し、納付率が向上した（特に首都圏在住の組合員に有効）。

課題2 賦課金の未納

対応2 時効の更新

- 時効の更新には、時効の進行が阻止され、時効がふりだしにまで戻る(ゼロにリセットされる)効果があり、「督促」や「承認」(納付誓約、納付期限の延長・納付の猶予・延納の申請、一部納付等)により、消滅時効を防ぐことで、債権回収のための期間を確保することが可能。

時効の更新のイメージ



【事例】 分割納付により複数年の未納賦課金に係る時効を更新

組合員から賦課金が納付された際、未納賦課金が複数年あったので、組合員に各年度分に分割納付することを説明し、各年度の時効を更新した。

36

課題2 賦課金の未納

対応3 滞納処分

- 賦課金徴収に係る一連の手続後、未納が継続している場合は、土地改良区の理事は都道府県知事の認可を受けて滞納処分を実施することが可能。
- 認可後は、催告書等により納付を促しつつ、財産調査を行い、差押え等により債権を回収。

<滞納処分の手続>



【事例1】 滞納処分の認可を得て差押予告書を送付して納入を強く促し、未納を解消

堅く納入を拒んでいた組合員に対し、知事から滞納処分の認可を得て差押予告を行ったところ、未納金の全てが納付された

【事例2】 現金預金の差押

金融機関の協力により、滞納者の預金口座を確認の上財産調査を行い、振込履歴を確認した後、差押通知により預金残高を差し押さえた。

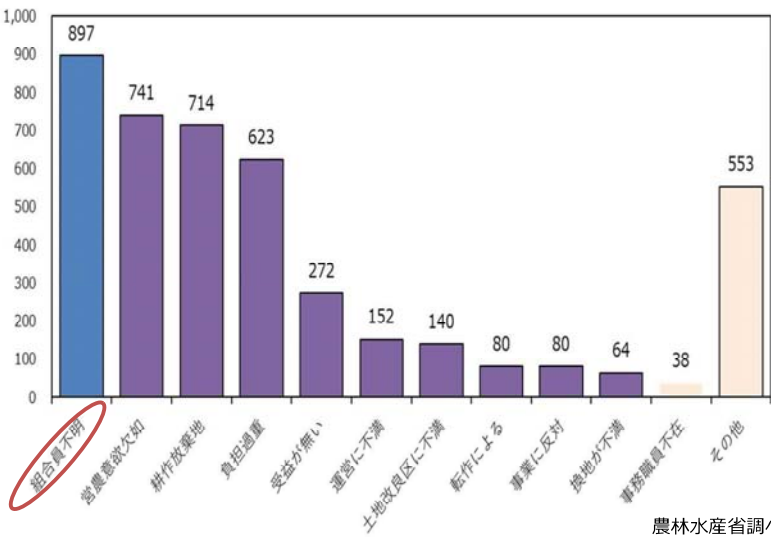
「未着手等」には、『終了』しない場合も含み、その後の知事認可以降は、理事が処分を実施することが可能。

37

課題3 組合員不明農地への対応

○ 近年、相続未登記や、検索してもなお所有者の所在が判明しない農地等（所有者不明農地等）が増加傾向（全農地の約2割）にあり、土地改良区の賦課徴収に支障が生じるなど、土地改良区の運営面において大きく影響。

○ 賦課金未納の理由



＜組合員不明農地の土地改良区運営上の課題＞

- 賦課金の未納が発生（賦課金未納理由の一位）
- 維持管理（配水）に支障
- 農地が荒廃し、害虫が発生する等、管理不良地が発生
- 事業同意への支障
- 換地に係る各種の同意への支障 等

課題3 組合員不明農地への対応

対応1 所有者不明農地制度の活用

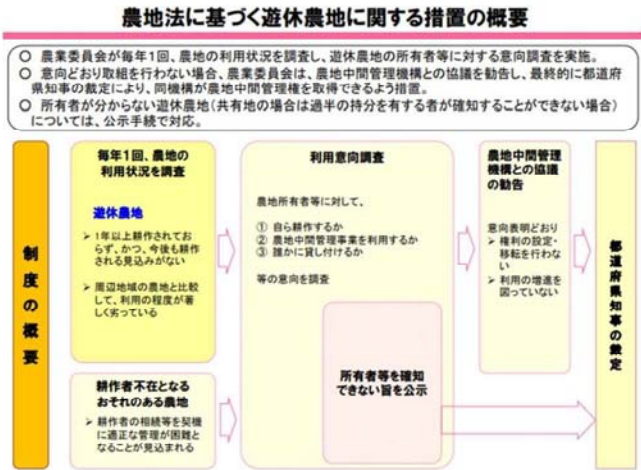
○ 農地法制においては、農地について権利を有する者の責務に関する規定を整備するとともに、遊休農地解消対策の一つとして、所有者不明農地等について、知事の裁定を経て、農地中間管理権が設定できる規定が整備されており、活用が可能。

＜農地法制における主な制度＞

- ① 農地について権利を有する者の責務規定の整備（平成21年農地法等の一部改正により追加）（農地について権利を有する者の責務）

第2条の2 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

- ② 遊休農地について知事裁定により中間管理権が設定できる規定の整備（平成25年の農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う農地法の一部改正により追加）
当該概要については右記参照。



課題3 組合員不明農地への対応

対応2 財産管理制度の活用

- 社会問題として顕在化している所有者不明土地等に対応するため、民法の一部改正が行われ、**財産管理制度等の充実が図られた**ところ（令和5年4月1日から施行）。

土地改良区の運営や土地改良事業の実施においても、当該制度の効率的な活用による課題解消が期待されている。

旧民法における財産管理制度

旧民法の規定に基づく「不在者財産管理制度」及び「相続財産管理制度」（現在の相続財産清算人制度）は、土地改良区の運営等の支障となっている対象の土地だけでなく、**所在不明者等の全ての財産を対象とする必要**



民事法制の整備後の制度概要

① 所有者不明土地管理制度（民法第264条の2）

特定の土地のみを対象として、その管理を効率的かつ適切に行うために利害関係人の申立と裁判所の選任に基づく管理人が不動産の管理・処分を行う制度。

② 相続財産清算人制度（民法第952条）

相続人が存在しない場合や相続放棄された場合に、相続財産を管理・清算し、残余を国庫に帰属させる制度。相続財産清算人（旧「相続財産管理人」）は、債権者に対して債務を支払い、清算を行える制度。

③ 共有関係の解消促進

ア 所在等不明共有者の不動産の持分の取得制度（改正民法第262条の2）

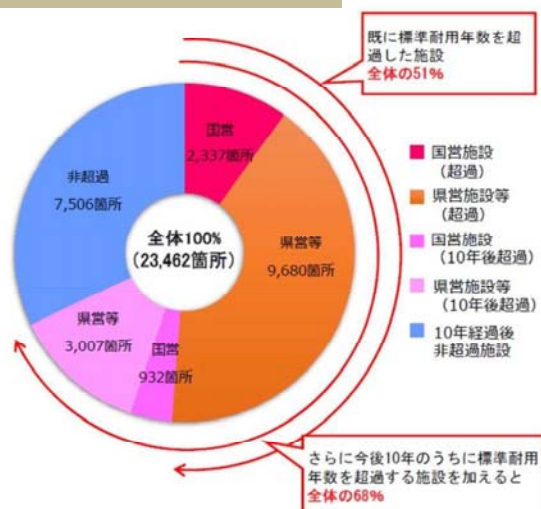
イ 所在等不明共有者の不動産の持分の譲渡制度（改正民法第262条の3）

40

課題4 土地改良施設の更新整備

- 土地改良施設の老朽化が進行し、**基幹的農業水利施設では約半数が標準耐用年数を超過しており、今後10年以内に超過する施設を加えると、全国全体の約7割。**
- 標準耐用年数を超過している施設の割合が高まる中で、施設の更新整備を計画的かつ確実に進めていくことが不可欠。

基幹的水利施設の耐用年数超過状況



◆ 計画的な対策の必要性

- 施設の機能を安定的に発揮させるための **機能保全対策**
- 機能保全対策により施設の **ライフサイクルコストの低減**
- **ストックマネジメントと整合した長寿命化対策**
施設更新積立計画の策定
- **大規模修繕や施設更新の費用の積立ての取組**

資料：農林水産省「農業基盤整備調査」（R3.3月時点）
注1：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に、農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。
野水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

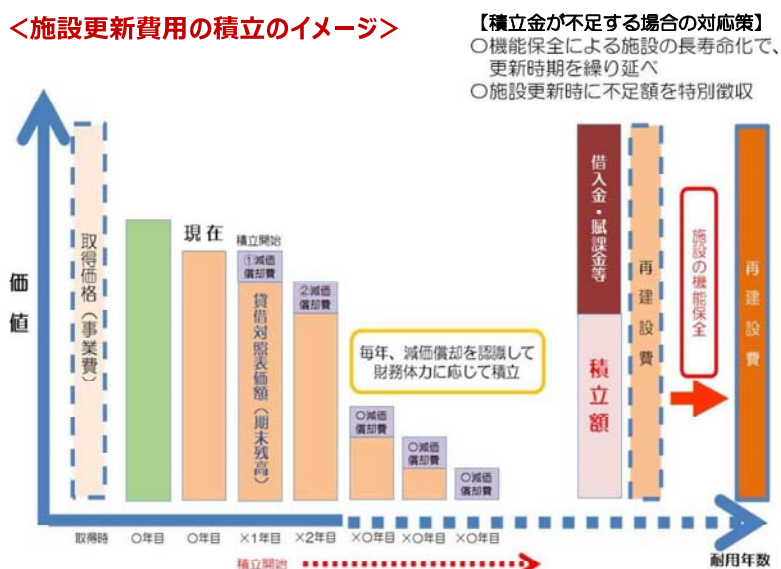
41

課題4 土地改良施設の更新整備

対応 更新費用の積立

- 施設更新に要する費用は一時的に多額になることもあり、**組合員の負担能力(土地改良区の財務体力)に応じて計画的に積立**てて、将来の施設更新に必要な資金の全部又は一部を確保し、**組合員負担の軽減や平準化**を図ることが可能。
- 積立計画の策定には、地方連合会による**経営診断(更新積立支援)**結果を活用することも有効。

<施設更新費用の積立のイメージ>



更新積立支援

将来の施設更新費用の積立目標額を知る。

- ・施設老朽化の実態把握
- ・更新時期の把握
- ・積立の財源

具体的な取組に向けた助言
(県、連合会その他関係機関が連携して実施)

土地改良区自らが具体的な取組を開始

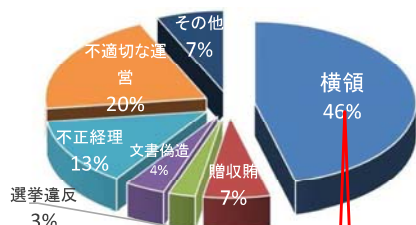
42

課題5 ガバナンスの強化

- 近年、土地改良区役職員による**多額の横領等、会計経理を巡る不祥事件**が明るみにでており、**社会問題として顕在化**。
- 土地改良区ガバナンス強化を図るため、国から綱紀保持に向けた指導通知が発出されており、**土地改良区自らによる再発防止策に取り組むことが必要**。

法人ガバナンス上の問題

- 横領事件など不適切な事案が毎年度発生
- 農村社会を守るためにも、改良区の地域からの信頼確保は最重要



区分	不祥事概要
A改良区 H20年度	・会計担当職員が、長男の借金返済に充てるため、管理していた改良区の定期預金を勝手に解約し普通預金に振り替えて引き出すなどして運営に必要な積立金のうち約7.5億円を横領。
B改良区 H28年度	・事務局長が、先物取引の損失に充てるため、管理していた改良区の複数の口座を勝手に解約し引き出すなどして運営に必要な積立金のうち約7.3億円を横領。

土地改良区等に関する不祥事件の未然防止について (平成28年8月26日付け28農振第1129号農村振興局長通知)

不祥事件の未然防止に向け、

- ① 土地改良区等の内部けん制機能を発揮し、健全な組織運営体制等を構築するため、役職員研修会への参加、会計担当理事による確認等の徹底、監事監査の適切な実施、複式簿記や外部監査の導入を図り、
- ② 会計処理の適切性の確保に万全を期するため、会計担当理事は、次の留意事項について日頃から点検を行い、不適切な事項が確認された場合は速やかに理事会及び監事会に報告し、改善を講じること。

<留意事項>

- 健全な組織運営態勢等の構築
- 監査の充実
- 会計処理の適切性の確保

43

課題5 ガバナンスの強化

対応1 内部けん制機能の充実度をチェック

- 届出印と通帳は別管理にしているか(会計細則)
- 現金について、日々、毎月末に残高照合が行われているか(会計細則)
- 月計表を作成し、検算、会計担当理事の確認を得ているか(会計細則)
- 借入金は、総代会の議決を得た借入限度額の範囲内で借り入れているか(法律)

対応2 財務管理の強化

- 会計処理の適切性の確保(会計担当理事の確認等の徹底)
- 監事監査の適切な実施
- 外部監査の導入による監査機能強化
- 地方連合会等が実施する役職員研修会への参加

【事例】 監査機能の強化

- 職員による横領事件の発生を契機に、会計処理による監査機能を強化するため、公認会計士による外部監査を実施。
- 土地改良区としては、員外監事の登用よりも費用はかかるものの、業務や財務状況が透明化され役職員のコンプライアンス意識の向上にもつながったことから、公認会計士による外部監査を恒久化。

土地改良区の役員・職員の皆さんへ

所有者が分からない農地 **解消**できます。

どうしよう？と心配していませんか。



相続人が全員相続放棄した。
賦課金の徴収ができない・・・。
(土地改良区運営の支障)

所有者が分からず地元調整が進まない。
事業が始められない・・・。(土地改良事業実施の支障)



所有者に連絡がつかない。
換地の調整が進まない・・・。
(換地手続きの支障)

所有者不明土地管理制度の活用が有効です

所有者不明土地とは (法務省HPより)

相続登記がされないこと等により、

- 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地

制度は聞いたことがある。
でも専門的でハードルが高そう・・・。



安心してください！！サポートや補助金があります！！

- ・土地連のサポートを受けることができます。
- ・弁護士等を活用し、3つのステップで対応できます。
- ・制度活用のために国庫補助（土地改良区体制強化事業）が準備されています。

くわしくは裏面をご覧ください

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
全国土地改良事業団体連合会

所有者不明農地を解消する3つのステップ

ステップ1 所有者の探索

登記簿のほか、住民票や戸籍等を調べます。調査を**弁護士等に依頼**した場合、その**費用の2分の1を国庫補助**します。

また、土地連からサポートを受けることができます。

なお不明の場合（※1）

所有者が判明した場合（※2）

所有者と調整し、課題を解消。

ステップ2 裁判所への申立等

土地改良区が利害関係人として、所有者不明土地管理人の選任を地方裁判所に申し立てます。申立等に必要な書類の作成や裁判所との調整を**弁護士等に依頼**する場合、その**費用の2分の1を国庫補助**します。

地方裁判所から土地の管理にかかる費用を納付するよう指示があった場合、申立人である土地改良区において一時的に負担をする必要があります（予納金）。

ステップ3 管理人による所有者不明農地の処分等

選任された管理人が地方裁判所から許可を得て、**地域の担い手農家等への売却や、不換地処分**するなどして、**所有者不明農地を解消**します。

管理費用を精算した結果、予納金が全額返還されなかった場合、**そのかかった費用の2分の1を国庫補助**します。

※1 農地の買受人（ほ場整備を実施する場合は換地処分における取扱い）をあらかじめ調整しておくことにより、以後の手続きがスムーズに進みます。なお、借り受けを希望する者がいる場合、所有者不明農地制度を活用し、農地バンクを通じて農地を借り受けることもできますので、農業委員会へご相談ください。

※2 所有者の一部のみが判明した場合、所在不明の共有者の持分相当額を供託することにより、不明共有持分を取得する方法もあり、国庫補助が準備されています。この場合も土地連等へご相談ください。

まずはご相談ください！

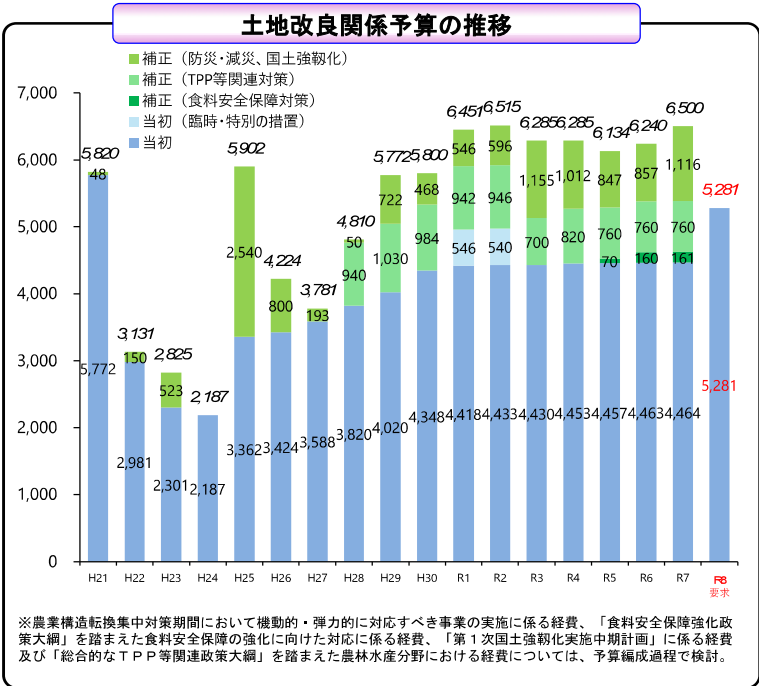


土地改良をとりまく情勢

令和 8 年度 土地改良関係予算 概算要求（案）

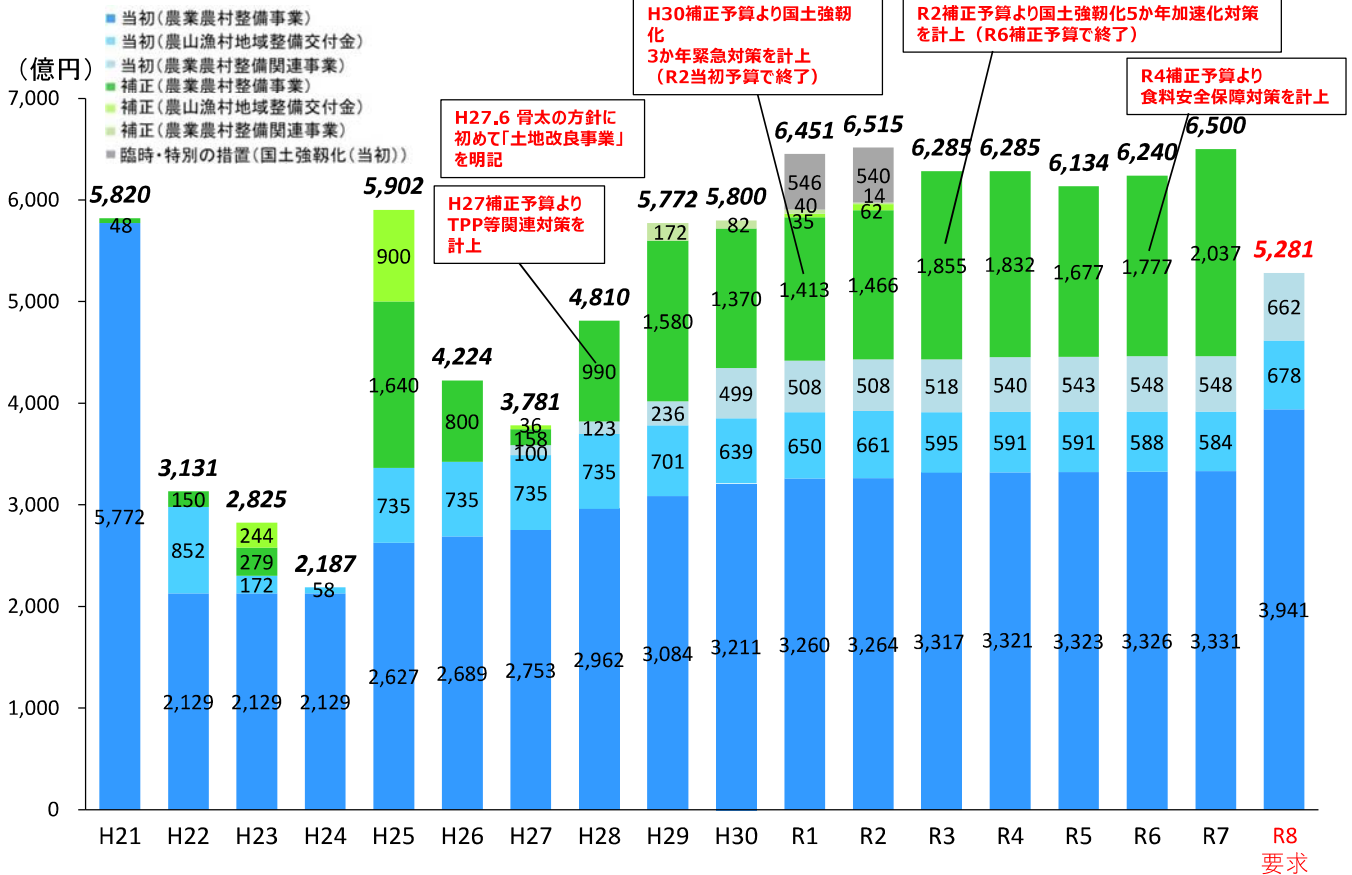
○ 農業の構造転換や国土強靱化等を図るための農業農村整備を計画的に推進するため、農業農村整備事業（公共）、農業農村整備関連事業（非公共）及び農山漁村地域整備交付金（農業農村整備分）を合わせて、5,281億円（対前年度比 118.3％）を要求。

令和 8 年度予算概算要求			
(単位: 億円)			
	R7 当初予算	R8 概算要求	前年度比
農業農村整備事業(公共)	3,331	3,941	118.3%
農業農村整備関連事業(非公共) (農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 畑作等促進整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金)	548	662	120.9%
農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分)	584	678	116.0%
計	4,464	5,281	118.3%



注：計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備事業関係予算の推移



改正基本法を踏まえた今後の農業農村整備の展開方向

「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく施策の工程表(令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)」を踏まえ、「スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備」、「農業生産の基盤の保全管理」、「防災・減災、国土強靱化」に沿った事業を推進していく。

スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備

○ スマート農業に対応するための基盤整備

- 生産性向上の観点から、スマート技術等の導入に向け、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信基盤の整備等を推進



自動走行農機等に対応した水田の大区画化



農業機械の自動走行に必要なRTK-GNSS基準局の設置
※位置情報を補正し自動操舵の走行誤差を2-3cmに抑制するもの

○ 需要に応じた生産を促進するための基盤整備

- 複合経営への転換、小麦・大豆・高収益作物等の生産拡大等のため、水田の汎用化・畑地化、畑地の整備を推進



汎用田で作付された野菜

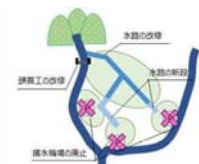


高収益作物への転換

農業生産の基盤の保全管理

○ 基幹施設

- 施設の集約・再編、省エネ化、ICT等新技術活用等の推進
- 施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みの構築



施設の集約・再編



ICT等新技術の導入(水管理の遠隔化・自動化)

○ 末端施設

- 開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等の推進など管理作業の省力化に資する整備を推進
- 地域における農業水利施設等の保全管理の在り方について、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論や取組の促進



開水路の管路化



末端施設の保全管理に関する議論

防災・減災、国土強靱化

○ 防災・減災、国土強靱化の着実な推進

- 将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、排水に係る基準等を見直し
- 防災重点農業用ため池について、洪水吐きの改修等豪雨対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化



豪雨対策(洪水吐きの改修)のイメージ

○ 災害の防止等に向けた改良復旧等の取組の推進

- 受益者からの申請等がなく実施できる土地改良法の「急務事業」について、突発事故の兆候が認められる場合の補修等の事故防止対策や被災後の改良復旧の実施も可能とする方向



原形復旧したため池の堤体が豪雨で再度被災

農業農村整備関係事業／令和7年度 新規・拡充概要（柱別）

スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備	農業生産の基盤の保管理	防災・減災、国土強靱化
農地中間管理機構関連農地整備事業 法改正 - 実施主体に市町村を追加するほか、対象地域に農地中間管理機構の所有農地を追加 麦・大豆等への作付転換を推進するため、新たな事業要件を設定（受益面積の3割以上作付転換、面積当たりの収量20%以上向上等（これまでの要件は販売額20%以上向上等）） 農業競争力強化農地整備事業 - 大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の省力化整備計画を策定する場合には、事業実施計画の策定期間を2年以内（通常1年以内）に延長するとともに定額助成（上限2500万円（通常は定率50%）） 国営農用地再編整備事業 - 畑作・酪農混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携を推進する「耕畜連携促進型」を創設 草地畜産基盤整備事業（草地整備利用促進事業） - 地域の実情に応じた飼料基盤整備を加速化するため、実施主体に市町村等を追加するほか、申請書類を簡素化（受益面積7ha以上） 農地耕作条件改善事業（非公共） - 地域計画区域内において、整備済農地の縁辺地に点在する未整備農地（5ha未満）を対象に農地中間管理機構を設定するなどして事業を実施し、その全ての農地を担い手に集積する場合等には事業費の最大12.5%を交付する「機構集積推進費」を措置 地域の諸課題に対応したきめ細かな事業を実施できるよう、事業メニューを再編 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）（非公共） - RTK-GNSS基準局[※]の単独整備を可能に^{※ 位置情報を補正し自動操舵の走行精度を2-3cmに抑制するもの} - 土地改良区が整備する情報通信施設について、員外利用者からの利用料徴収等に係る運用手法を調査する「土地改良区運営基盤強化型」を創設 法改正 ※ 位置情報を補正し自動操舵の走行精度を2-3cmに抑制するもの	基幹的農業水利施設の計画的な更新を推進するため、国等の発意により更新事業を実施できるよう法改正予定 法改正 土地改良施設突発事故復旧・防止事業 法改正 - 突発事故の復旧に加え、事故の兆候が認められる場合に補修等を緊急的に実施するための「土地改良施設事故防止事業」を創設 水利施設管理強化事業 「水土里ビジョン」[*]に位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携管理保全型」を創設 法改正（補助率 約19%（実費）→25%） ①漏水・高温対策のポンプの設置・運転経費や、②特定外来生物による施設への被害予防に係る経費を補助対象に追加 土地改良施設維持管理適正化事業 法改正 - 整備補修事業のうち「水土里ビジョン」[*]に位置付ける施設の整備補修について、補助率を引上げ（補助率30%→40%） ※ 土地改良区の初年度負担は財政融資資金から借り入れて実施 土地改良区機能強化支援事業 法改正 土地改良区の運営基盤を強化するため、「水土里ビジョン」[*]の策定、土地改良区に対する経営診断・改善指導、研修・人材育成等を行う「土地改良区機能強化支援事業」を創設 ※ 「土地改良区体制強化事業」は廃止 国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業） - 畑地帯の水利施設の省エネ化や再エネ利用を促進するため、国営事業で末端まで一体的に整備できるよう、末端面積要件を緩和（畑100ha→20ha） * 「水土里ビジョン」は、地域の農業生産基盤の保全等に関する計画の通称	（再掲）土地改良施設突発事故復旧・防止事業 法改正 国営総合農地防災事業・国営かんがい排水事業 - 将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、国営事業の豪雨対策の整備水準の規定[※]を見直し ※ 現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」を排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し 国営かんがい排水事業・水利施設整備事業（流域治水対策事業（型）） - 流域治水の取組を推進するため、治水協定ダム等に加え、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする「流域治水対策事業（型）」を創設 国営総合農地防災事業 - 防災重点農業用ため池の整備を加速化するため、実要件を見直し（末端面積要件20haに代えて、施設規模要件（貯水重5千m³）を新たに設定等） 農村地域防災減災事業 - 頭首工等の農業用河川工作物の撤去に併せて、代替水源の整備が可能であることを明確化 農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）（農業用ため池） - 災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池について、堤体の開削など二次災害防止のために行う応急対策が実施できることを明確化 - 防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、ため池サポートセンター等が行う活動への支援について、定率助成上限額を引上げ（2千万円→4千万円） （農道施設） - 令和6年能登半島地震等を踏まえ、避難路に指定された農道施設等の長寿命化、防災減災対策を促進するため、補助対象メニューに「農道施設整備」を追加 （集落排水施設） - 合併処理浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を可能に

4

食料・農業・農村基本法

- 食料・農業・農村基本法の制定から四半世紀が経過する中で、**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少**その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢は大きく変化。
- このような情勢の変化等の課題に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図るため、**令和6年6月に改正食料・農業・農村基本法を公布・施行**。

基本理念	基本的施策
食料安全保障の確保（第2条） ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保 ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄 ・需要に応じた供給 ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保 ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進 ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成 ・不測時の措置 環境と調和のとれた食料システムの確立（第3条） 多面的機能の発揮（第4条） ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立 ・多面的機能の発揮 農業の持続的な発展（第5条） ・望ましい農業構造の確立 ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上付加価値向上環境負荷低減 農村の振興（第6条） ・地域社会の維持 ・生産条件の整備、生活環境の整備	食料施策 ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表（第17条） ② 幹線物流やラストマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する円滑な食料の入手のための確保（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条） ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端的技術の活用、海外展開（第20条） ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進（第21条） ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護（第22条） ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進（第23条） ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施（第24条）等 農業施策 ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け（第26条） ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実（第27条） ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用（第28条） ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全（第29条） ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」（第30条）、 ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」（第31条）、 ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け（第32条） ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体の活動の促進」（第37条） ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等（第37条） ⑩ 家畜伝染病、病害虫の発生予防・まん延防止の対応（第41条） ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応（第42条）等 農村施策 ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）（第44条） ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（第45条） ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進（第47条） ④ 農福連携（第46条）、鳥獣害対策（第48条） ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）等

5

土地改良法

- 農業水利施設の老朽化や農村人口の減少が進行し、気候変動による災害リスクが増大する中において、改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即した農業生産の基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう、土地改良法の一部を改正。

目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し

- 目的規定の見直し（第1条関係）
改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即した農業生産の基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう、目的規定にその旨を位置付ける。
- 土地改良長期計画に係る規定の見直し（第4条の2関係）
土地改良長期計画が、改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して策定されることとなるよう、その内容を定める規定に、農業生産の基盤の整備及び保全に係る事業の効率的な実施を旨とすることを位置付ける。

農業水利施設の保全（基幹から末端まで）

○ 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置

- 国等の発意による基幹施設の更新（非申請事業の拡充）（第87条の2関係）
基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、農業者からの申請だけでなく、国・県の発意による事業実施も可能とするとともに、土地改良区が更新に必要な費用を積み立てることができるものとする。

○ 地域の農業水利施設等の保全に関する措置

- 水土里ビジョンの策定（第57条の11から第57条の15まで関係）
農業水利施設等の保全等に地域の関係者が連携して取り組めるよう、関係者が協議する枠組みを設け、連携管理保全計画（水土里ビジョン）を土地改良区が策定できる仕組みを設ける（附帯事業）。

防災・減災、国土強靭化対策

- 重大事故の予兆となる事故の対策（第87条の4関係）
漏水等の事故により損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等の工事や代替施設の新設を急務の事業（防災）において実施できることとする。

- 災害復旧に併せて災害関連事業を行う場合の手續の簡素化（第49条及び第87条の5関係）
再度の施設被害に迅速に備えることができるよう、災害関連事業についても急務の事業（復旧）の手續により実施できることとする。

- 突発事故と類似の被害を未然に防止する対策（第49条及び第87条の5関係）
突発事故被害に係る急務の事業（復旧）に当たっては、復旧と併せて類似の被害を防止する対策も実施できることとする。

スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備

- 農地中間管理機構関連事業の拡充（第87条の3及び第96条の4関係）
農地中間管理機構関連事業の実施主体に市町村を追加するとともに、農地中間管理機構が所有する農用地も事業の対象に追加する。
〔あわせて、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法についても所管の改正を行う。〕

- 情報通信環境基盤の整備（第57条の9及び第57条の10関係）
土地改良区が情報通信基盤の整備を実施できることとする（附帯事業）。

その他所要の措置

○ 土地改良区の体制及び運営に関する措置

- 施設管理推進委員の地域要件等をなくし、幅広く加入できる仕組みとする。（第15条の2関係）
- 理事の構成について、年齢・性別に配慮する旨の規定を設ける。（第18条関係）
- 土地改良区の総会（総代会）のオンライン開催も可能とする。（第28条関係）
- 休眠土地改良区について、総会議決によらず知事の認可により解散できることとする。（第71条の7関係）
- 土地改良区連合の解散と権利義務の承継を、所属土地改良区が一となった場合には、その土地改良区の申請により一括して実施できることとする。（第83条の2関係）

○ 土地改良事業の適正な実施に関する措置

- 計画変更等を行う場合、農地転用等された土地について同意徴集の対象外とする。（第88条関係）
- 農業者からの同意省略により開始した国・県営の施設更新事業について、計画変更においても同意省略を可能とする。（第88条関係）
- 国・県営事業の廃止について、造成された施設が周辺に被害を及ぼすおそれがあるなどやむを得ない場合にあっては、農業者からの同意省略により事業計画を廃止できることとする。（第88条の2関係）
- 国営事業の施行に係る都道府県の經由事務手續を廃止する。（第85条から第85条の4まで関係）
- 政令指定都市における事務処理について、条例による事務分掌に委ねることとする。（第125条関係）

6

経済財政運営と改革の基本方針2025【骨太方針】

（農業農村整備事業関係抜粋）

【令和7年6月13日閣議決定】

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 地方創生 2.0の推進及び地域における社会課題への対応

（3）農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保
新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進する。このため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等⁵¹を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。

現下の急激に上昇した米価格を落ち着かせ、消費者への米の安定的な供給を確保するための政府備蓄米を始めとする米の流通の円滑化や消費者、生産者、流通事業者関係者への丁寧な情報発信を含めた総合的対応を進める。

生産性向上に取り組む農業者が意欲を持って営農でき、食料の安定供給が確保されるよう、水田政策の見直しの具体化を進め、新市場開拓用米や米粉用米等の需要拡大、麦・大豆・国産飼料の生産性向上、有機・減農薬減肥料の推進、地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化に取り組む。食料自給力の確保に向け、土地改良事業の推進、農林水産高校の支援を含む新規就農や法人参入の支援、経営安定対策の実施、多収品種等の導入、情報通信環境の整備、スタートアップやサービス事業者の育成、動植物検疫の強化等により、農業の成長産業化を進める。海外から稼ぐ力の強化のため、輸出5兆円目標達成や、輸出・海外進出・インバウンドの好循環を目指す。持続的で環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成、食品産業の持続的発展、食品アクセスの確保、みどりの食料システム戦略の加速化、GXを推進する民間活力の取り込みやGHG排出削減パッケージの海外展開を推進する。国民理解の醸成に向け、大人の食育、農林漁業体験機会の拡大を推進する。中山間地域等の振興のため、実情に合った基盤整備や機械導入の支援、鳥獣被害対策、地域社会の維持に取り組む。農泊を始めとした里業、森業、海業の取組へのインバウンド需要の取り込みを進める。

森林の集約化、デジタル技術を活用した境界明確化、循環利用を担う多様な人材・経営体育成、林道等基盤整備や再造林、スマート林業、CLTやJAS構造材による国産材転換・木材利用拡大を進める。

海洋環境の激変を踏まえ、資源調査・評価の抜本的改善、新たな操業形態への転換、経営体・人の確保、漁港漁場の整備等による漁業の強靭化、養殖業の成長産業化、海業の全国展開を進める。

⁵¹ カントリーエレベーター等の再編・集約化等に関する産地負担の引下げ、手厚い地方財政措置を含む。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（1）防災・減災・国土強靭化の推進（防災・減災・国土強靭化の推進）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・老朽化対策を含む国土強靭化の取組を切れ目なく推進する。
「国土強靭化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靭な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

「災害外力・耐力の変化」、「社会状況の変化」、「事業実施環境の変化」という3つの変化に対応し、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化²、盛土の安全対策、官民で取り組む港湾の協同防護、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・台風・洪水・土砂災害・高潮等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、森林整備・治山対策等を推進する。経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化のため、フェーズフリーな仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策、耐震化の加速化、高規格道路の未整備区間の解消、港湾・空港の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。道路啓開計画の実効性向上に取り組む。デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化のため、TEC-FORCE等の国の災害支援体制・機能の拡充・強化、消防・防災DX、防災科学技術の開発・導入等を進める。災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靭化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療提供体制の整備、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、制度的対応も含めた災害廃棄物処理体制の充実等に取り組む。地域の防災力強化のため、地域の実情を踏まえ、災害リスク情報の整理、分かりやすい防災気象情報の提供、学校を始め避難所等の耐災害性の強化や再エネ・蓄電池の導入、地域の貴重な文化財を守る防災対策等に取り組む。

国土強靭化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保の方針の具体的な検討を開始する。

² 海岸の侵食対策、ため池の防災・減災対策及びグリーンインフラの活用推進を含む。

7

土地改良区の運営基盤の強化及び農業水利施設の保安全管理に関する支援施策の拡充

事業名と予算額（令和7年度概算決定額）	事業主体	事業概要
土地改良区機能強化支援事業 【新規】852百万円 ※前身の「土地改良区体制強化事業（令和6年度予算額565百万円）」は廃止	土地改良区 都道府県 土地改良事業 団体連合会 等	○「水土里ビジョン」の策定 ※新メニュー （改良区へ（県経由）、上限300万円定額/1ビジョン） ○土地改良区の経営診断・改善指導 ※新メニュー （県土連へ（県経由）） ○土地改良区の合併等に必要な統合整備計画の策定や事務機器等の整備 ※拡充メニュー （改良区へ（県経由）、1/2補助、250万円/100ha・1,000ha以降は100万円/100ha） ※水土里ビジョンを策定する場合「合併後の面積300ha以上」を撤廃。 ○研修・人材育成 等
土地改良施設維持管理適正化事業 【拡充】4,673百万円(R6 4,450百万円)	土地改良区 市町村 等	○「水土里ビジョン」に位置付ける施設の整備補修の補助率を引上げ（40%←従来は30%） ※新メニュー ○防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備は50%補助【令和4年度拡充】 ※令和3年度までのメニューは、30%補助の頼母子講方式で整備補修を実施（加入してからの順番待ち）。令和4年度拡充のメニューから財政融資資金を活用して実施することにより、順番を待たず実施可能。新メニューも同様
水利施設管理強化事業 【拡充】3,375百万円(R6 2,735百万円)	（施設管理者） 土地改良区 市町村	○「水土里ビジョン」に位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携保全型」を創設（25%←従来は実質19%） ※新メニュー ○補助対象となる施設管理者に市町村を追加 ○水資源機構营造造成施設及びその附帯施設が対象であることを明確化 ○特別型において、「流域治水対策」に加えて「渇水・高温対策」及び「特定外来生物対策」を追加（補助率50%） ※新メニュー
基幹水利施設管理事業 5,007百万円(R6 4,792百万円)	（施設管理者） 県 市町村	【令和6年度拡充】 ○委託費(受託者の人件費を含む。)を支弁できることを明確化 【令和3年度拡充】 ○流域治水関連施設の補助率を引上げ（1/3←30%） ○整備補修を水利施設整備事業で実施できるよう運用改善（50%補助）

土地改良団体における 男女共同参画の意義

～ 女性の理事への登用～

いま、なぜ土地改良区の理事に女性の登用が必要なのでしょう

多様な人材が参画することが「土地改良区の体制強化」につながるからです。

多様な人材の参画が結局は **プラス** に

土地改良区の事が世の中に理解されていない…
～ こんな大事な組織が ～

土地改良区を次の世代につなげなくては！

男性社会でやってきた、でも、これからは…



- **内部** 異なる意見が経営の強みに
- **外部** 組織のイメージアップへ
- **地域** 「土地改良区」が話題に上る
応援団が増える
土地改良の予算確保へ地域が団結

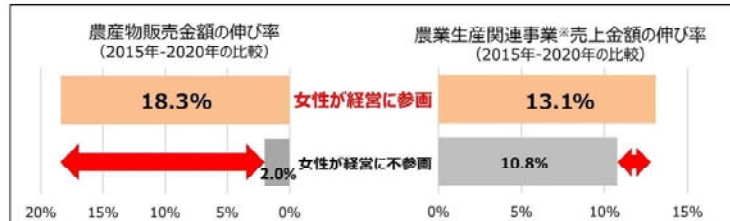
新たな時代へ
土地改良区の
体制の強化



女性の経営参画と経営状況の関係

- 女性が経営に関与している場合には農産物販売金額等の伸び率が高く、今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要。
- 他方、個人経営体では女性の経営への関与は3割程度、女性の認定農業者は5.4%に留まっており、経営における女性の地位を更に高めていく必要。

女性の経営参画の効果(農産物販売金額・農業生産関連事業売上金額の伸び率)(個人経営体)



資料:農林水産省「農業における女性活躍に関する特徴把握分析レポート」(令和5年12月)に基づき作成。
 ※:農業生産関連事業とは、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園など」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」等を指す。

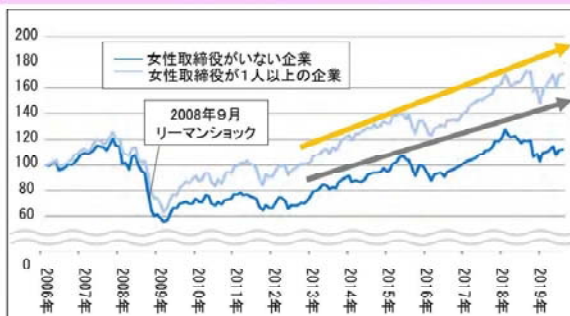
経営方針の決定への関わり(農業経営体のうち個人経営体)

経営主が女性の農業経営体	経営主が男性だが、女性が経営方針決定に参画している農業経営体 男女の経営方針決定参画者がいる	経営主が男性で、経営主のみが経営方針決定参画者がいる農業経営体
6.8%	5.1%	17.9%

女性が経営方針の決定に関わっている農業経営体: 29.8%

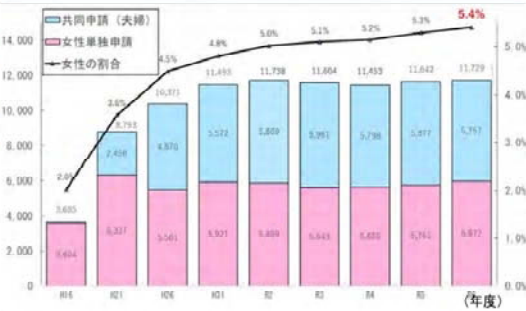
資料:農林水産省「令和6年農業構造動態調査」
 注:ラウンドの前後で対と内取が一致しない場合がある。

【参考】企業における女性取締役の有無と株価パフォーマンスの関係(全世界の時価総額100億ドル以上の企業が対象)



資料:Credit Suisse "performance update: The CS Gender 3000 in 2019: The changing face of companies"を農林水産省編集、機械的自動翻訳は、毎年1月1日時点を示す。

女性の認定農業者数の推移



資料:農林水産省「農業経営改善計画の宮農類型別等の認定状況(令和6年3月末現在)」

農業における女性登用の推進

- 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)において、あらゆる分野において「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。」とされている。
- 同計画において、農業委員に占める女性の割合、農業協同組合の役員に占める女性の割合の目標に加えて、新たに、土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合の目標を設定。
- さらに、食料・農業・農村基本計画(令和7年4月閣議決定)においても令和12年までのKPIを設定。

第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)における成果目標

		成果目標(令和7年度まで)
農業委員	女性委員が登用されていない組織数	0
	女性割合	20%(早期)、更に30%
農協役員	女性役員が登用されていない組織数	0
	女性割合	10%(早期)、更に15%
土地改良区理事	女性理事が登用されていない組織数	0
	女性割合	10%

食料・農業・農村基本計画(令和7年4月閣議決定)におけるKPI※

地域の方針策定に参画する女性農業者の割合(令和12年度まで)	
農業委員	14%(2023)→30%
農協役員	9.6%(2022)→20%
土地改良区理事	1.4%(2023)→10%

※Key Performance Indicatorの略、成果指標のこと

関係法における配慮規定

農業委員会等に関する法律、農業協同組合法、土地改良法において、委員、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨規定。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(抜粋)(令和7年6月10日決定)

- 農業委員や農業協同組合、土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する
- 改選時期等を見据え、これまでに設定した目標や取組計画の必要な見直しを働きかけるなど、更に取組を強化

農業における指導的地位に占める女性の割合

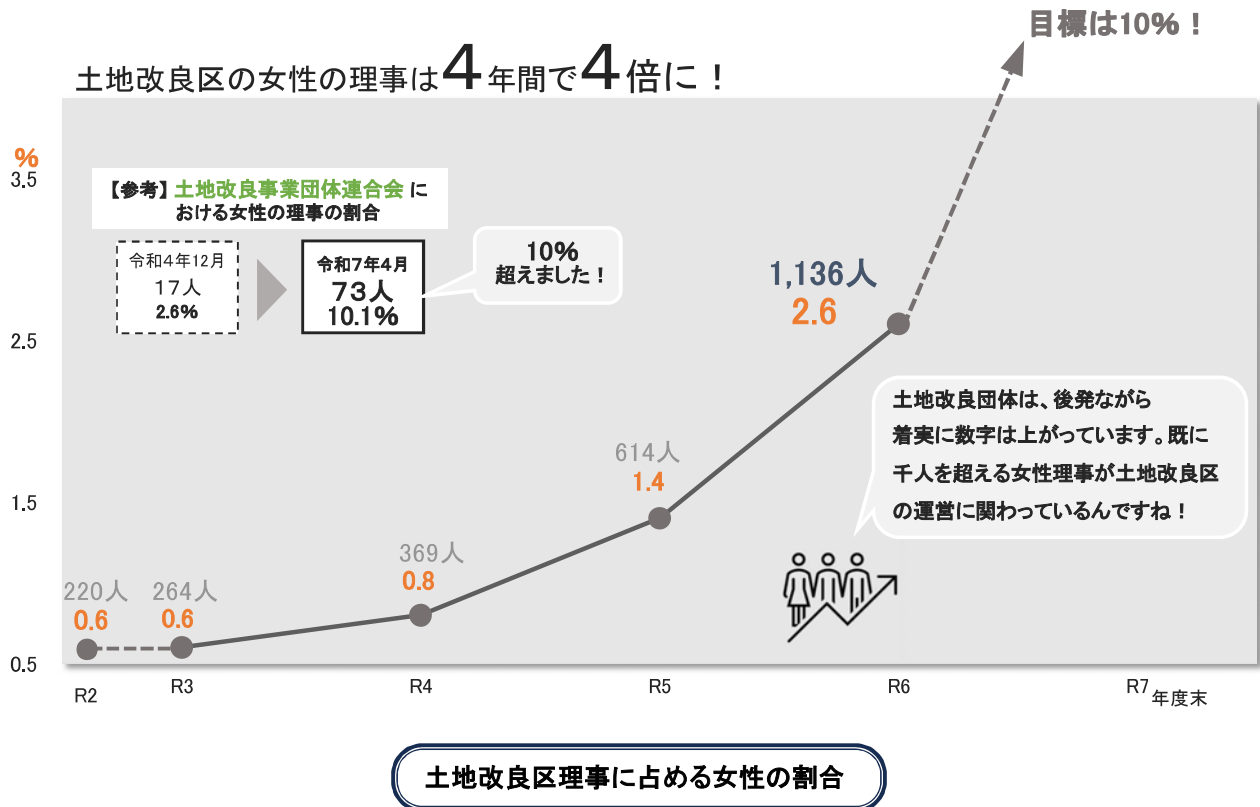


資料:農林水産省「農業委員への女性の参画状況」(注:各年とも10月1日現在)

資料:農林水産省「総合農協統計表」(注:各事業年度末現在)

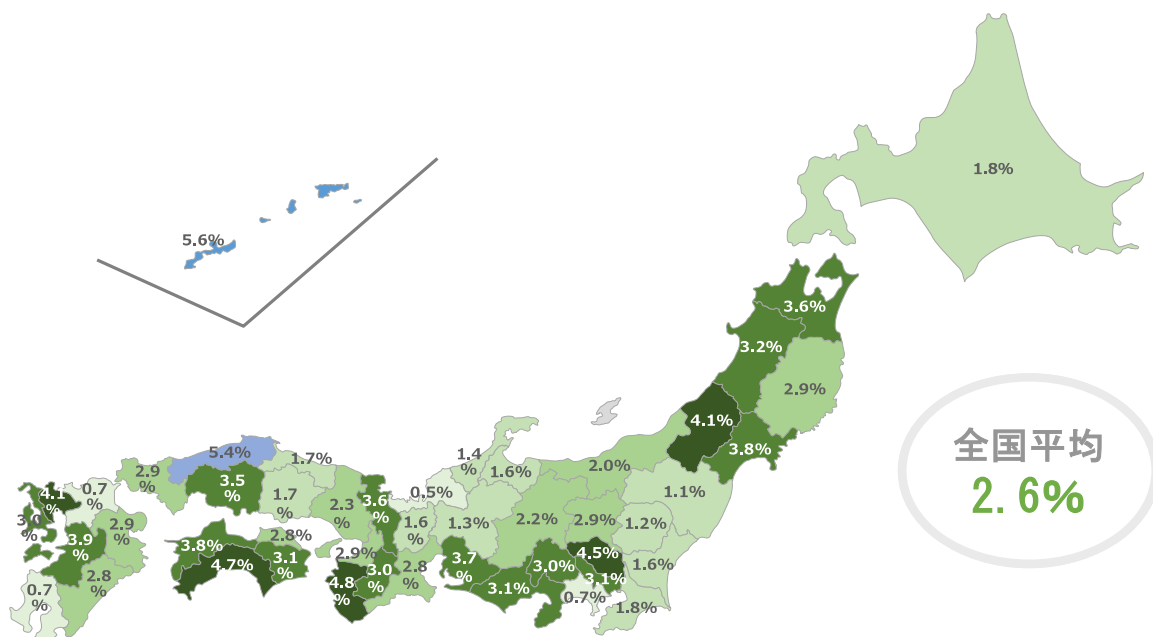
資料:農林水産省「土地改良区設立状況等調査」(注:各年とも3月31日現在)

土地改良団体の理事の女性の割合は着実に増えています



4

土地改良区における女性の理事登用状況(令和7年3月31日現在)



女性理事の登用に係る主な指標

R2 成果指標に

■ 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)



■ 土地改良長期計画(令和7年9月12日閣議決定)

令和11年度末 土地改良区(連合含む)の理事に占める女性の割合 **10%以上**

R7 土地改良法改正(R7.3.31成立、R7.4.1施行)

(役員の選任等)

第十八条 土地改良区に、役員として、理事及び監事を置く(途中略)

6 土地改良区は、その理事の**年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮**しなければならない。

R7 食料・農業・農村基本計画(R7.4.11閣議決定)

第3 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標のKPI(2030年(年度))

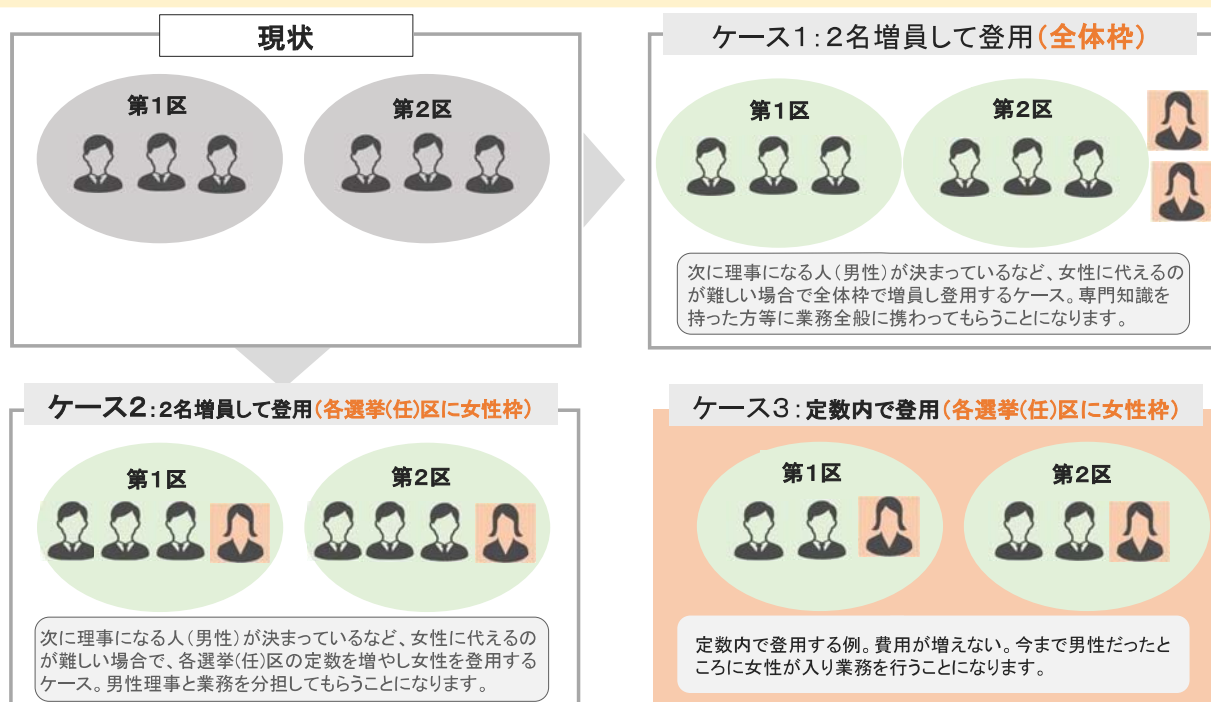
食料自給力の確保/サステナブルな農業構造/地域の方針策定に参画する女性農業者の割合

土地改良区理事 : 1.4%(2023 年) → **10%(2030年(年度))**

6

具体的にどのように女性の理事を登用するか(例示)

定数を増やして登用する、又は現在の定数内で登用する。**員内(組合員)**でも**員外**でも可能です。定数を増やして員外で登用するケース1又はケース2が多くなっています。将来的にケース3へ。



7

世間の声「女性に土地改良は務まらない」をどう考えるか

いままさに転換期です。「〇〇だから女性はダメ」それは本流ではありません。

○ゲート操作、草刈り等の
力仕事は無理では？

▶ 無理なら2人でやればいい。
これは高齢化問題の解決にもつながる。

○タ方の寄り合いに出て
こられるのか？

▶ 都合がつかなければ意見を書面でもらう。
男性でも事情は同様。

○家事や育児はどうするの？

▶ ご家族と職場次第。これからの世代は男性
も家事、育児が当たり前、事情は同じです。
この機会に働きやすい職場環境を整備！



8

かけがえのない皆さんへのメッセージ

ちょっとした疑問や心配事はありませんか。

●土地改良区を知らない、
理事の仕事がわからない。

▶ 男性理事も初めは同じです。人に聞く、研修会に参加する、
農林水産省のHPを見る、さまざまな機会を利用してください。
仕事はやりながら覚えていくものです。

●理事会は男性ばかりで腰が引ける。

▶ 土地改良は長らく男性社会でしたので最初とはとまどうかもしれません。
でも男性も女性も、男女の差というよりそれぞれの人間性では
ないでしょうか。皆さまの参加で変化もあると思います。

●介護や育児のため、急に理事会に
出席できなくなるときもある。

▶ 「お互い様」という気持ちで助け合う風潮がこれからの男女ともに、
特に若い世代には必要です。Web会議もOKとなり制度も順次改善
されています。

●自分が理事の仕事をするのを家族
があまりよく思わない。

▶ 理事さんや事務局長さんがご家族に説明し、ご理解いただいた例
も多いです。

女性だから特別に頑張る必要はありません。「女性ならではの」も
外れです。さまざまな人の参加でバランスのとれた組織であるべき
時代に、男性だけというのがもう難しいのです。

実は女性が理事になることがきっかけで理事会の見直しや研修の
充実など、本来の課題が洗い出され解決されることも多々あります。
土地改良区が明るい未来を描けるよう皆で力を合わせましょう！



かづの土地改良区(秋田県)事務局長
の根本由紀子さんが「令和7年度男女
共同参画社会づくり功労者内閣総理
大臣表彰」を受賞されました。
根本事務局長は、全国水土里ネット
女性の会会長も務められています。
(令和5-6年度)

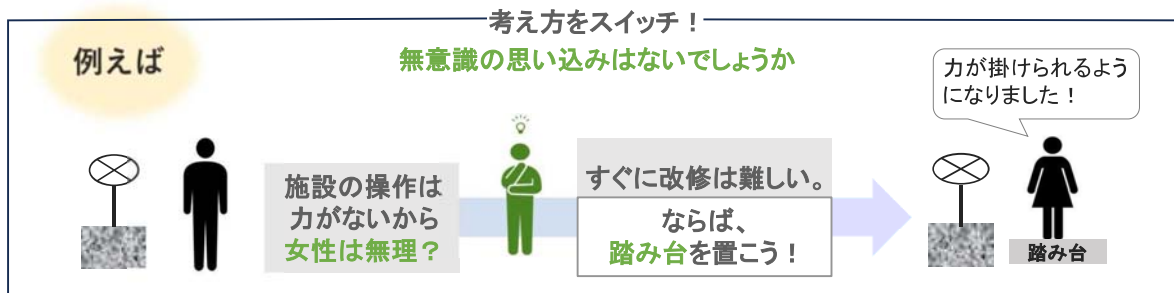


9

女性参画が人材の幅を広げる

女性が参画できる環境は皆が参加しやすい環境です。

「女性では無理！」から
「多様な人材の参画で土地改良区を発展させよう！」へ



農業の世界では多くの女性が男性と共に働いています。しかしながら、土地改良区の女性参画は遅れをとっています。

女性の理事登用を進めていくうちに、このような声が聞こえてくるようになりました。

～ 女性に加わり今まで気付かなかったことに気付かされ、経営改善につながった！

～ 「土地改良区が身近になった」と、地域の活動への理解が得られるようになった！

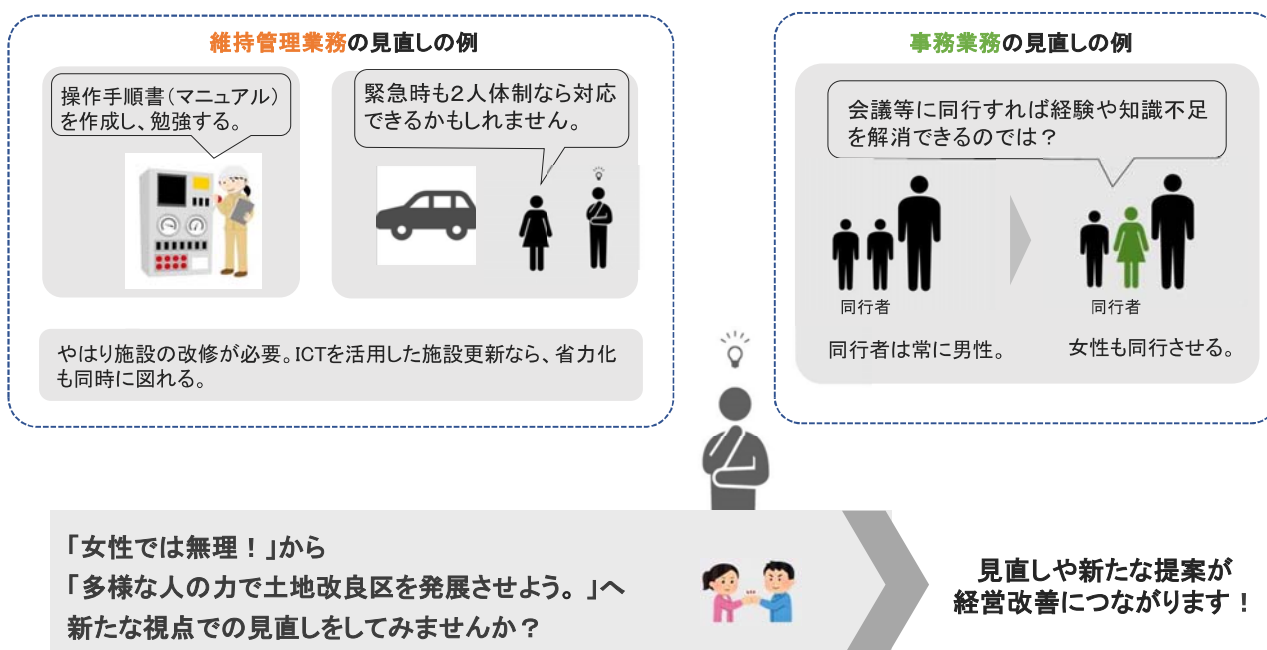
理事の登用に加え、共に業務を行う女性職員がいきいきと働く環境づくりは経営改善に直結します。

今は大丈夫という土地改良区でも、未来への布石として様々な人たちに「働きたい！」と思ってもらえるイメージづくりが重要ではないでしょうか。

10

女性参画が人材の幅を広げる

気づきと工夫が人材の幅を広げ経営改善にもつながります。



11

女性の理事登用の影響－事例－

女性の理事が加わり新たな動きがでています。登用した**理事長に伺いました。**

チェック！



- 理事の業務に男女は関係ありません。
- 女性理事登用後も支障や停滞なく今までどおり運営できており、「土地改良は男性でなければ」という意識が変わりつつあります。
- 男女関係なく“人”として協力し合い、理事全員が土地改良区のために一つになっていい方向へ向かっています。

理事会へプラス

- 地域や家庭目線の発言が重要と感じる。違った目線での事業展開に期待。
- 女性の理事登用で理事会での発言が活発になった。
- 理事会での発言が貴重。実践と共に知識も増え自信をもって積極的に発言してくれている。

組織運営へプラス

- 地域交流イベントについて有益な意見がいただける。
- 組織運営に新しい視点が増えた。
- 土地改良区の雰囲気男性のみのときより柔らかく(明るく)なったように感じる。
- 会計のスキルをもつ理事であり理事会での説明を分かりやすくしてくれている。

職場環境へプラス

- 女性理事を介して役員と土地改良区職員との距離がとて近くなり、情報の共有ができるようになった。
- みなで一緒に土地改良区を運営していくという意識が醸成されてきた。

12

女性の理事登用の影響－事例－

女性の理事が加わり新たな動きがでています。**登用された理事に伺いました。**



- 地域の皆さんと親しく話し、女性たちとも適切な水利用や既存施設利用の重要性等、踏み込んだ話ができるようになりました。
- 以前は気にも止めていなかったのに、理事になったことで多くの事柄を学び、それを地域の皆さんに発信することで1人でも多くの人が土地改良区について、興味を持ってくれるといいなと思います。

理事会へのひとこと

- 1年たってまだまだ分からない点が多々ある。非農家で員外理事ゆえにいろいろな立場の方々と農業について語り合い、女性目線で意見を述べていきたい。
- 気兼ねなく意見を言えるのは、理事長が率先して環境をつくっているから。

組織運営へのひとこと

- 女性の井戸端会議に将来の土地改良区改善のヒントが含まれていることがある。地域とのパイプ役として女性が必要。
- 土地改良区に関わるようになって水路の水と田んぼが気になるようになった。
- 女性理事として土地改良区の抱える課題を皆で力を合わせて解決するために男女問わず意見を引き出す力の発揮と考える。
- 女性が土地改良区に関心をもつのは良いこと。理事の活動で仕組みや流れ、抱える問題を知り、土地改良区が身近になる。

職場環境へのひとこと

- 「何で女性が？」という声を聞いた。社会の性別による役割分担意識をなくすべきと強く思った。
- 男性の仕事、女性の仕事のすみ分け意識が強いが、女性の理事の役割は男性と同じ。
- 2年目を迎え責務を果たしているかの思いもあるが、地域に男女がいるように理事会にも女性がいることが当然と思うことが健全。
- 私のように農家でなく土地改良区のことを何も知らなくても、家族の理解とやる気があれば誰でもできると思う。
- 担当地域の理事は自分のみなので、知り得たことは総代さんや地区役員さんに提供し、少しでも地域に役立てばと思っている。

13

女性の理事登用 その後

令和6年度調査

全国水土里ネットHP



胆沢平野土地改良区 (岩手県)

面積9,200ha、組合員約6,300人

佐々木 育子 理事 R5.2 選任

理事になって思うこと

2年目を迎えても理事としての役割を果たしているのかと思うこともあります。

女性が入るから変わるものではないが家庭に地域に男性、女性が居るように理事会にも女性が居ることが当然と思うこと、会議の中に女性の目があるということを男性理事が認識し一緒に参画していくことが健全です。

その意味では当理事会はうまく回っているように感じます。私自身理事になったことにより、田畑に愛着がわき身近な存在になってきました。そういう女性を多く増やし、地域みんなが連携して郷土の自然を守り、子ども達に伝えていけたらよいと思います。

女性理事登用を進める秘訣

・理事会が男女で構成することが普通であると男性理事に認識させること。

・女性の井戸端会議に将来の土地改良区改善のヒントが含まれていることもあります。そのために土地改良区と地域のパイプ役として女性登用は必要。

また、多様な考えを持つ員外理事制度は女性の登用を進めやすいのではないかと思います。

門脇 諭美 理事 R5.2 選任

理事になって思うこと

理事となり、土地改良区への事業の理解度が深まるほど、地域の人達と密接なつながりがなければ役員になることはないと感じました。“男女平等参画だから”女性理事ではなく、“この人だから”女性理事なのではと感じました。



女性理事登用を進める秘訣

私たちの土地改良区の理事長は、常日頃から「どんな些細な事でも気になることは話してみなさい。」が口癖です。私たちは誰でも基本的なことから、具体的な内容まで議論ができています。このような、何でも気兼ねなく話せる環境づくりが大切だと思います。また、自分達の土地改良区で女性理事が“なぜ必要なのか”を明確にすることが重要であり、そのことが次につながるのではないのでしょうか。

吉田 あや子 理事 R5.2 選任

理事になって思うこと

うっかり受けてしまった土地改良区の理事。会議に出るにつれて、非農家の私でよかったのか？と思いました。が、理事長や先輩理事、職員の皆様、総代さん達や地域の役員さん方にいろいろなことを教わりながら、2年目を迎えました。

毎月の理事会、工事審査、入札等、責任と緊張を伴いながらも、事務方がしっかりしているので、安心して臨むことができます。担当地域からの理事は私一人なので、知り得た知見は総代さんや地区役員さんに提供し、少しでも地域のためになればと思っています。

土地改良区に関わるようになって気になるようになったのは、水路の水と田んぼの様子です。今は田植も終わりました。この涼やかな景色がいつまでも続いてほしいと願っております。

女性理事登用を進める秘訣

何事もしっかりとした裾野の広がりが必要ということで、共に働く農家の奥様方に組織の中に少しずつでも入って、分区長、総代という役職に就いていただけるとよいのではないかと思います。地域の女性に目を向けるよい機会ではないでしょうか。何といっても、選考側にいるのは、旦那様達ですから。

●登用によって生じた変化

(土地改良区側からのアドバイス)

理事会での女性理事からの意見は貴重です。登用から1年が経過しさらに積極的に発言いただいております。実践して知識も増え自信をもって意見していると感じます。議論に男女など関係ありませんので、成果目標に向かって進めていきましょう。(千田公喜理事長)

●候補者探しや承諾までの苦労

女性理事登用を進める秘訣

現役員が女性理事を選ぶのではなく、地域に任せて、地域代表の総代や分区長が候補者を選任いただく方法がよいと思います。そして、粘り強く誠意をもって説明すれば理解いただけると信じております。断られたからといって次々と別の人にお願いすることは避けて、意中の人に交渉することが肝心だと思います。(千田公喜理事長)

14

女性の理事登用 その後

令和6年度調査

全国水土里ネットHP



米沢平野土地改良区 (山形県)

面積8,891ha、組合員5,578人



女性理事 R5.3 選任

理事になって思うこと

- ・理事になり一年が過ぎました。まだまだ分からない点がたくさんあり、会議のたび頭を悩ませています。男女共同参画については、やはり女は家事や親の介護、孫の子守など男性とは違う点があり、家族の理解がなければできない仕事だと思います。
- ・非農家で員外理事という立場で、できる事を1年間考えてきましたが、まずは、いろいろな立場の方々と農業について語り合い、女性目線で考えられる意見を述べていくことを実行していきたいと思いました。

女性理事登用を進める秘訣

- ・私のように農家をしていなくても土地改良区のことを何も知らなくても家族の理解とやる気があれば、誰でもできると思います。
- ・土地改良区が抱える問題を皆で力を合わせて解決するために、女性理事としてできることは、男女問わず皆の意見を引き出す力を発揮することと考えます。

理事長・男性理事・事務局長から

●登用によって生じた変化

(土地改良区側からのアドバイス)

- ・女性理事が加わったことで女性目線からの意見を得る機会があることや、また、いろいろな場の雰囲気が柔らかくなったように感じます。(理事長)
- ・女性理事の登用により会議の雰囲気が明るくなり活気が出てきたと思います。ご本人も懸命に土地改良業務を理解しようと努力しており今後の活躍につながるよう、また、組合員の理解に期待が持たれます。(男性理事)
- ・登用を検討している土地改良区があれば、計画を立てそれぞれの役員の周りに、「この人ならどうだろう」と思う人がいれば、まず躊躇せずに声がけをしてみるから実行してみてもいいと思います。(男性理事)
- ・視点の違う意見が現れ、思考に変化ができました。(事務局長)

●候補者探しや承諾までの苦労

女性理事登用を進める秘訣

- ・候補者を取り巻く環境等の状況と要望などを汲み取って、候補者の気持ちに理解を示しながら対話を続ける。
- ・初対面で突然話を持ちかけても応じてもらえなかったりするので、普段から多方面で顔見知りや交流を持つことも必要。
- ・候補者探しがいかに難しいかは、「この人ならば」と思った人に声掛けすることからだと思います。秘訣は分かりませんが、私の場合は農業委員会を通して同じ委員としてお声掛けしたところ、快く承諾してもらえたということでした。ご本人には感謝しています。
- ・登用する理事の情報収集や候補者の絞り込みに苦慮しました。
- ・熱心にお誘いする。

15



左から 古田土監事、猪瀬理事、福田理事長、三國理事

組織の概要

面積：951ha
組合員：2,018人
理事：17人（うち女性員外2人）
監事：3人（うち女性1人）
職員：5人（うち女性3人）

通常の理事：13選挙区から候補者として選出され選挙
登用方法 会にて決定している。

登用までの流れ

選挙制 ■ 選任制

令和4年1月運営委員会：監事選定基準の見直し
理事会：監事選定基準の見直し承認
3月 総代会：任期満了により選挙会
女性員外監事1名就任
6月 理事会：女性理事登用について説明
令和5年2月 理事会：女性理事登用について承認
3月 総代会：定款変更・定数増、員外規定
5月 理事会：員外女性理事2名推薦
6月 選挙会：員外女性理事2名就任
（任期：令和8年3月31日）

いのせよしこ
猪瀬芳子 理事

経歴
市役所に39年間勤務
（農業委員会事務局に9年在職）

理事になって思うこと
（男女共同参画について思うこと、課題や解決のためにできることなど）
『農地整備は地域づくりの礎である』との記事を読んだ事があります。
行政職の経験を生かし、地域の役に立てよう努めて参ります。

女性理事登用を進めるための秘訣
（女性側からの、これから進めようとする土地改良区へのアドバイス）
女性ということ、特に意識することなく、自然に登用されるようになればと思います。

猪瀬さんが理事を引き受けるまで



事務局
土地改良区と農業委員会の連携に力を貸していただきたい。



猪瀬理事
お世話になった地域の方や土地改良関係の方々への恩返しで協力できればと思いお引き受けしました。

ふくだよういち
福田洋一 理事長より

女性役員の登用に関しては役員並びに組合員の皆様のご理解とご協力があったことです。昨今は担い手不足が問題に挙がっていて、人と農地の結び付きや基盤整備は町づくりにも繋がる重要なことです。女性目線の新たな意見を取り入れ、持続可能な町（農村）を創り、未来に残すことを第一に、地域との交流によって土地改良区の知名度向上にも一翼を担っていただけたらと思います。

みにくけいこ
三國佳子 理事

経歴
NPO法人元気フォーラム桑理事。
市民元気あつぎ塾の指導員として活躍

理事になって思うこと
（男女共同参画について思うこと、課題や解決のためにできることなど）
地域で親しまれている「大沼ため池」は憩いの場となっている反面、訪問者が水鳥に餌をあげることで水質悪化の原因となっております。今後は徹底しながら水質の保全活動について発信していきたいと思っています。

女性理事登用を進めるための秘訣
（女性側からの、これから進めようとする土地改良区へのアドバイス）
土地改良区の知名度を上げていく事が大切。チラシを配布するなど、啓蒙活動をすることで、女性がかかりやすい・女性の力が必要であることを認識してもらいたいと思います。

三國さんが理事を引き受けるまで



事務局
地域住民との交流の中で、土地改良区の知名度アップをお願いしたい。



三國理事
NPO法人で大沼（農業ため池）の保全活動もしており私にできることをやっていけたらと思いお引き受けしました。

事務局長より

約1年前に古田土紀子監事を一足早く登用し、理事会の雰囲気が大きく変わったのが印象的でした。維持管理に関しても男女差なく参加をお願いし、その中でそれぞれができる作業を実践しています。性別に関係なく、必要な人材を呼び込める環境づくりを意識しなければいけないと思っています。女性理事の登用には理事長のリーダーシップが大きかったのではないかと感じています。

令和6年6月作成

16



左から西田第1理事、安藤理事、山下理事、石井事務員、本条理事長

組織の概要

面積：105ha
組合員：300人
理事：10人（うち女性員外2人）
監事：3人（うち女性0人）
職員：1人（うち女性1人）

通常の理事：38人（6被選任区から選出）から1～
登用方法 2名候補者を選出している。

登用までの流れ

選挙制 ■ 選任制

令和4年11月～令和5年1月
県主催の役員研修会後、行動計画を作成
令和5年3月24日
総代会で定款と役員選任規程の変更と「女性理事選任要領」の設定を議決
令和5年6月～8月
女性理事候補者2名に対して就任依頼
令和5年10月～
土地改良区独自の研修を実施
役員会・総代会もオブザーバーとして出席
令和6年10月12日 臨時総代会にて員外理事として推薦
令和6年10月22日 理事就任（任期：令和10年10月21日）

やましたよしこ
山下 芳子 理事

経歴
元市役所職員。現在民生児童委員として、地域の福祉活動に携わる。

理事になって思うこと
夫役をしなくてもいいと言ってくれたが、何かできることはないかと考えている。
女性理事がいてよかったと言われるよう頑張りたい。

女性理事登用を進めるための秘訣
（女性側からの、これから進めようとする土地改良区へのアドバイス）
土地改良区における女性理事の登用は時代の流れだと思う。

山下さんが理事を引き受けるまで



理事長
6つある被選任区の理事に、各1名ずつ候補者の推薦を依頼した。2期8年以上は勤めてもらいたいため、70歳以下の方をお願いしたい。



山下理事
最初「私でよいのか」と思ったが、「地元に戻ればよかった」と思いで引き受けた。

ほんじょうひとし
本条 仁史 理事長より

※女性理事登用を進めた動機やきっかけ。女性理事への期待。これから進めようとする土地改良区へのアドバイス。

候補者選任に当たって「多様性が重要」という考えが根底にあった。また、農業水利に関する取り決めや慣例があることから、現体制は変えることができないため、あえて農業水利に関わりがない方からの登用を考えた。スケジュールを立て、遡って何をすべきかを考えて行動することが重要だと感じている（「行動計画」の策定、実行は極めて有効）。女性理事には、役員会で積極的に発言してもらいたい。

あんどうあつこ
安藤 敦子 理事

経歴
地域の公民館に勤務し、公民館長の理解と働きかけもあり、就任。お父さんが組合員。

理事になって思うこと
現在勉強中、意見が言えるよう努力していきたい。

女性理事登用を進めるための秘訣
（女性側からの、これから進めようとする土地改良区へのアドバイス）
地域のためになるので、躊躇せず一歩踏み出してほしい。

安藤さんが理事を引き受けるまで



第1理事
お父さんが組合員をしており娘さんに員外理事をお願いした。本人への説得に当たっては、事前に公民館の館長に了解をもらった。



安藤理事
土地改良区のことはよく分からなかったが、推薦をいただいたこともあり引き受けた。職場からの後押しもあった。

徳之島用水土地改良区 (鹿児島県)

令和6年度から、3名の女性が定数内で新理事に就任しました。
「未経験の理事職にまだ戸惑い気味ですが、先輩方から知識や経験を学び、
ともにスキルアップしながら、3人で力を合わせて頑張ります！」

登用事例 R6年度調査
【全体版】
全国水士星ネットHP



後列左から 宮永理事長、昇事務局長
前列左から 南郷理事、中磯理事、當理事

組織の概要

面積：3,451ha
組合員：3,438人
理事：18人（うち女性員内3人）
監事：4人（うち女性0人）
職員：8人（うち女性0人）
通常の理事：受益が伊仙町・天城町・之島町の3町にまたがっており、員内理事は各選任区（各町）から、それぞれ5人の候補者を選出している。なお、員外理事は各町の首長を充てている。

登用までの流れ

選挙制 ■ 選任制

女性理事登用に伴う定款変更なし
令和6年3月29日
総（代）会にて選任
4月1日
理事就任
（任期：令和10年3月31日）

なんごうゆきこ 南郷由希子 理事

経歴
畜産農家ですが、サトウキビやジャガイモも栽培しています。
公的な肩書きは特にありません。

理事になって思うこと
私の集落では曜日で担当を決めて、スプリンクラーの水管理をしています。土地改良区としての水管理や機器の修理体制等について理解し、地元と土地改良区をつなぐ役割ができればと思っています。
散水機器の故障等の際には、農家のために最も適切で効果的なアドバイスができるようになりたいです。

女性理事登用を進めるための秘訣
これからの若い農家のために自分ができることをするというスタンスも大事だと思っています。集落には若手の女性農業者もいます。自分が思いきって理事を務めることで、次に続く人へ道を作れるのではないかと考え、やってみることにしました。

なかいともみ 中磯朋美 理事

経歴
ジャガイモ、トルコギキョウを栽培しています。令和5年度末まで、農業委員を2期6年務めました。

理事になって思うこと
ジャガイモはもちろん、トルコギキョウのハウスでも水をたくさん使いますので、水には感謝しています。しかし、何も知らないまま水を使っている部分もあり、土地改良区のことを、もっと知りたいと考えました。その知識を組合員の女性にも土地改良区の外にいる女性たちにも伝えていけたらと思います。

女性理事登用を進めるための秘訣
女性理事に何を求められているのか、どんな仕事をするのか。それらが漠然としていると、どうしても不安になります。仕事の内容について、できるだけ具体的に教えてもらえるほうが安心できますし、引き受ける際も決断しやすいと思います。

あたりのし 當志乃 理事

経歴
サトウキビ、ジャガイモを栽培しながら、徳之島町多面的機能支払協議会の事務も担当しています。
公的な肩書きは特にありません。

理事になって思うこと
地元の女性たちと土地改良区とのつながりを広げていきたいです。水利用営農の効果や、土地改良区の役割など、パンフレットや冊子でいろいろと紹介されていますが、それだけでは伝わりにくい気がします。直接顔を合わせて言葉を交わせるような場があれば、お互いの理解も深まりやすいのではないかと思います。

女性理事登用を進めるための秘訣
私は農業を始めて8年、まだまだ初心者です。こんな何も知らない私でも、なんとか理事を頑張っていることがわかれば、きっと「私もやってみようかな」と考える人が出てくると思います。間口を広げる一歩になりたいと思って引き受けました。

みやなが まこと 宮永誠 理事長より

国の男女共同参画推進がきっかけではありましたが、これを機に員内理事に女性3名を迎えられたことは大変喜ばしいことです。
とはいえ、今は就任したばかりですから土地改良区の運営に参画していくのは、まだこれからです。男性が気付けずにいたこともあるはず。様々なことに疑問を持ち、知識を得ていく過程で、我々が見過ごしてしまっていたことにも光を当ててほしいと考えています。
当土地改良区の一歩の課題はダムの利用促進です。女性は男性とは異なる種類のネットワークを持っていらっしゃると思います。それらを活用しながら、土地改良区や水利用に対する理解を広げるための支援をお願いしたいと思います。

事務局長より

女性理事登用については、員外でお願いすることも含め、いろいろと検討しましたが、結果として、員内で迎えたいということになりました。その際、様々な団体で役員の経験が豊富な方ではなく、敢えて、できるだけ肩書とは無縁の方にお願いしたいと考えました。そのほうが、慣例にとらわれない新しい考え方や、新しい感覚を土地改良区に取り入れてくださるのではないかなと思ったからです。
その甲斐あって、3町からそれぞれ1名ずつ、自分の言葉で、率直に意見を述べる方々に就任していただくことができました。役員経験はなくても、みなさん、水を使った農業を実践されている農家の方々なので、それが何よりの強みです。
今後のみなさんの発言や活動をとても楽しみにしています。

令和6年6月作成

18

ひとりひとりの力で農業・農村の未来をつくる

それぞれの個性や特性を発揮して、しなやかで力強い土地改良区を育ててください。
そして次の世代へ引継ぎましょう！



熟年の
経験と知見



女性・若者
の発想



見方を変える力
未来へシフトする力

土台には協力、思いやりの精神

新たな時代の
土地改良区へ

